

〔愛知県石油コンビナート等防災計画・地域編〕

衣浦地区特別防災区域

第1章 半田市域・武豊町域

令和8年2月修正

目 次
〔衣浦地区特別防災区域〕
第 1 章 半田市域・武豊町域

第 1 節 防災組織	半武	1
第 1 現地本部	半武	1
第 2 事業所における防災体制	半武	8
第 3 応援協力体制	半武	27
第 2 節 通報連絡体制	半武	28
第 1 通報系統	半武	28
第 2 情報の収集及び伝達	半武	31
第 3 災害広報	半武	32
第 3 節 救出救護	半武	33
第 4 節 避難	半武	35
第 5 節 警戒警備	半武	39
第 6 節 緊急輸送	半武	40
第 7 節 交通規制	半武	41
第 8 節 災害別応急対策	半武	46
第 1 屋外タンク貯蔵所における災害	半武	46
第 2 陸上施設からの海上流出油等	半武	48
第 3 着岸船舶からの海上流出油等	半武	49
第 4 海上火災	半武	49

第1章 半田市域・武豊町域

第1節 防災組織

第1 現地本部

1 現地本部の組織

(1) 現地本部長及び現地本部員

総論編第3章第3節1「設置基準」に従い半田市又は武豊町に現地本部を設置する場合における現地本部の組織は、総論編第3章第3節2「現地本部の組織」に定めるほか、次のとおりとする。(図-1)

ア 防災本部長があらかじめ指名する現地本部長は災害発生地の市長又は町長とし、現地本部員は表1のとおりとする。

イ 災害の規模及び状況に応じて防災本部長が指名する現地本部員は表2のとおりとする。

ウ 現地本部に現地本部長を補佐するため、現地本部長補佐を置き、半田市は副市長、武豊町は副町長をもってこれに充てる。

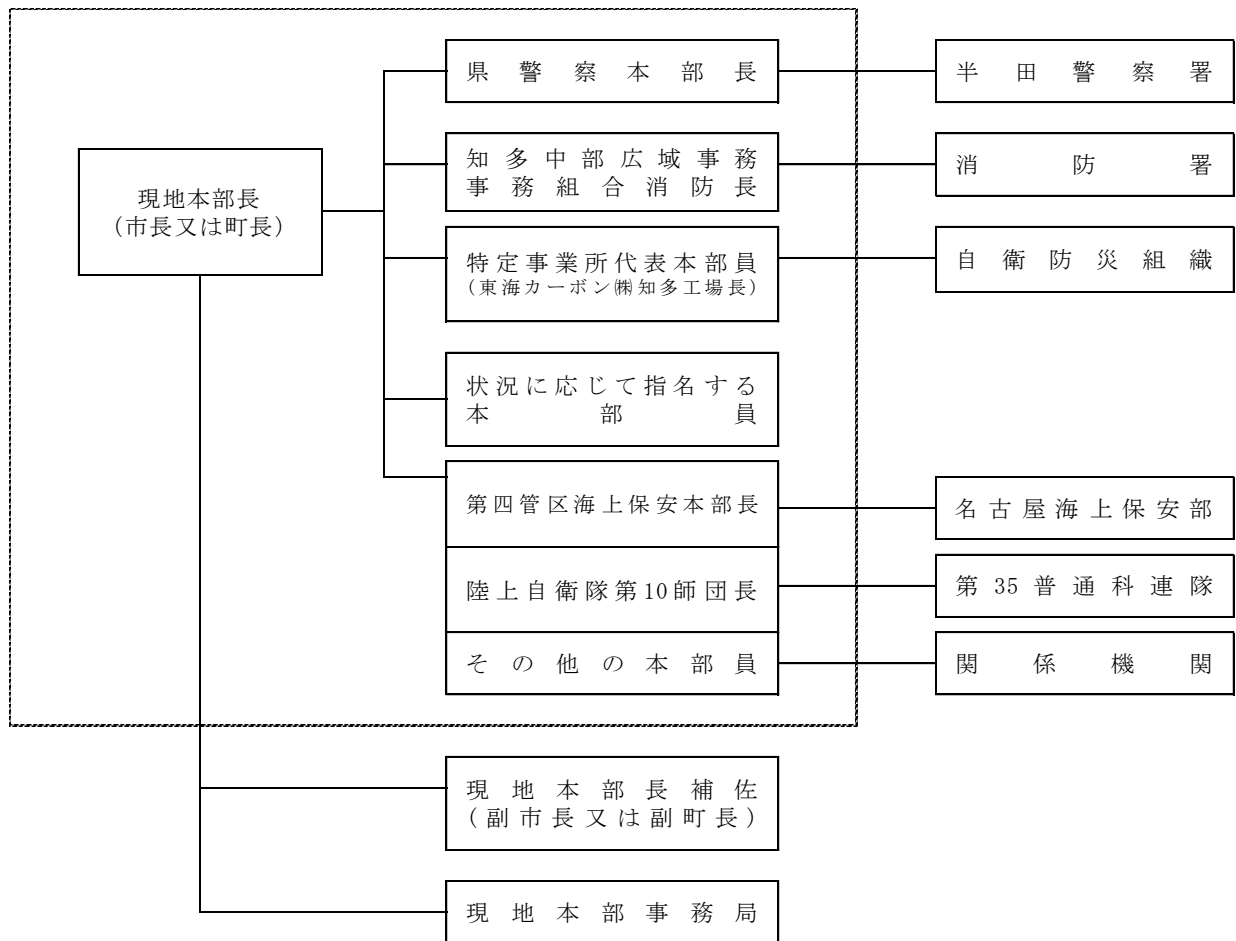
表-1 あらかじめ指名する現地本部長及び現地本部員

現 地 本 部 長	現 地 本 部 員
半 田 市 長 又 は 武 豊 町 長	愛知県警察本部長（代理者 半田警察署長又はその署長の指名した者） 知多中部広域事務組合消防長 特定事業所代表（東海カーボン(株)知多工場長）

表-2 災害の規模及び状況に応じて指名する者

現 地 本 部 員	指 名 の 基 準
第四管区海上保安本部長	災害が海上に及び若しくは、及ぶおそれのある場合
陸上自衛隊第10師団長	大規模な自衛隊の災害派遣が行われた場合
その他の本部員	大規模な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあり現地本部長が必要と認めた場合

図－1 現地本部の組織



(2) 現地本部事務局

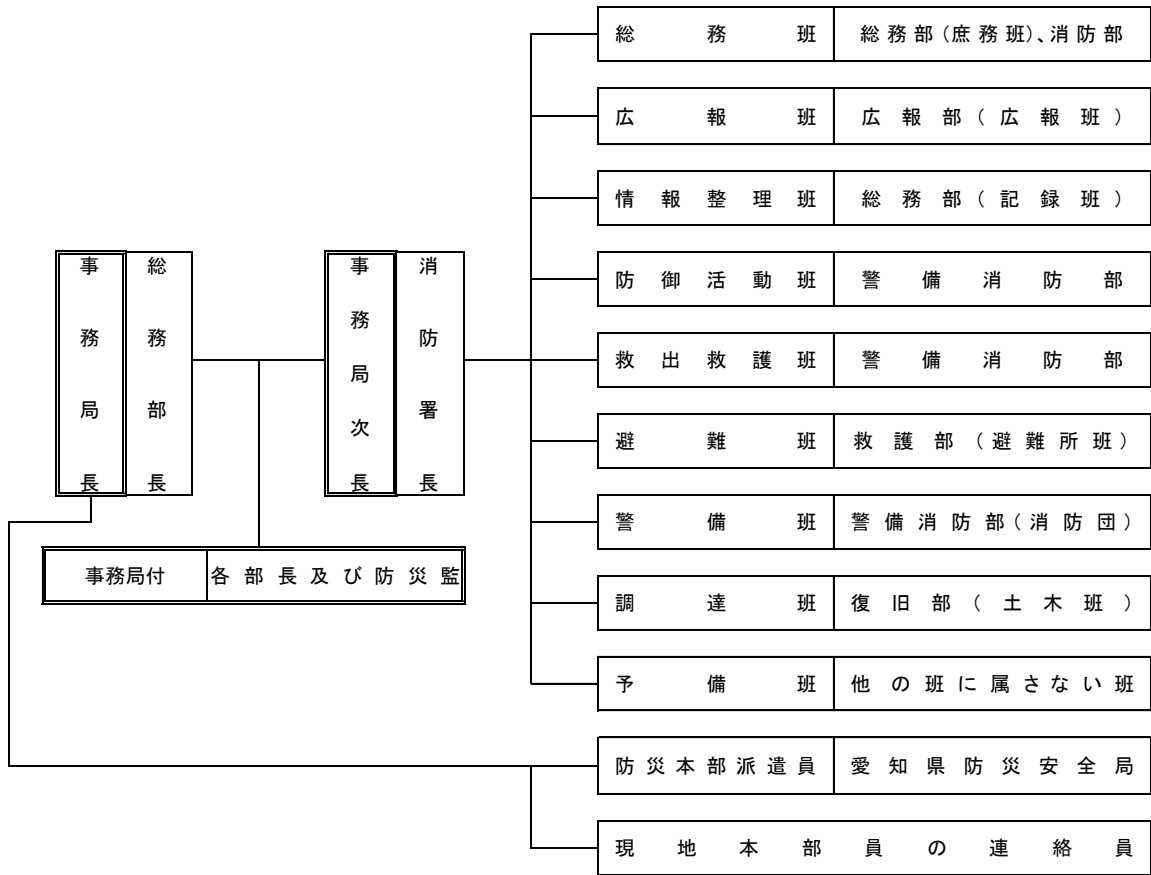
ア 事務局の組織

(ア) 現地本部に事務局を置き、半田市、武豊町及び知多中部広域事務組合消防本部はその事務局として現地本部の設置及び運営に関し、必要な事務を行う。

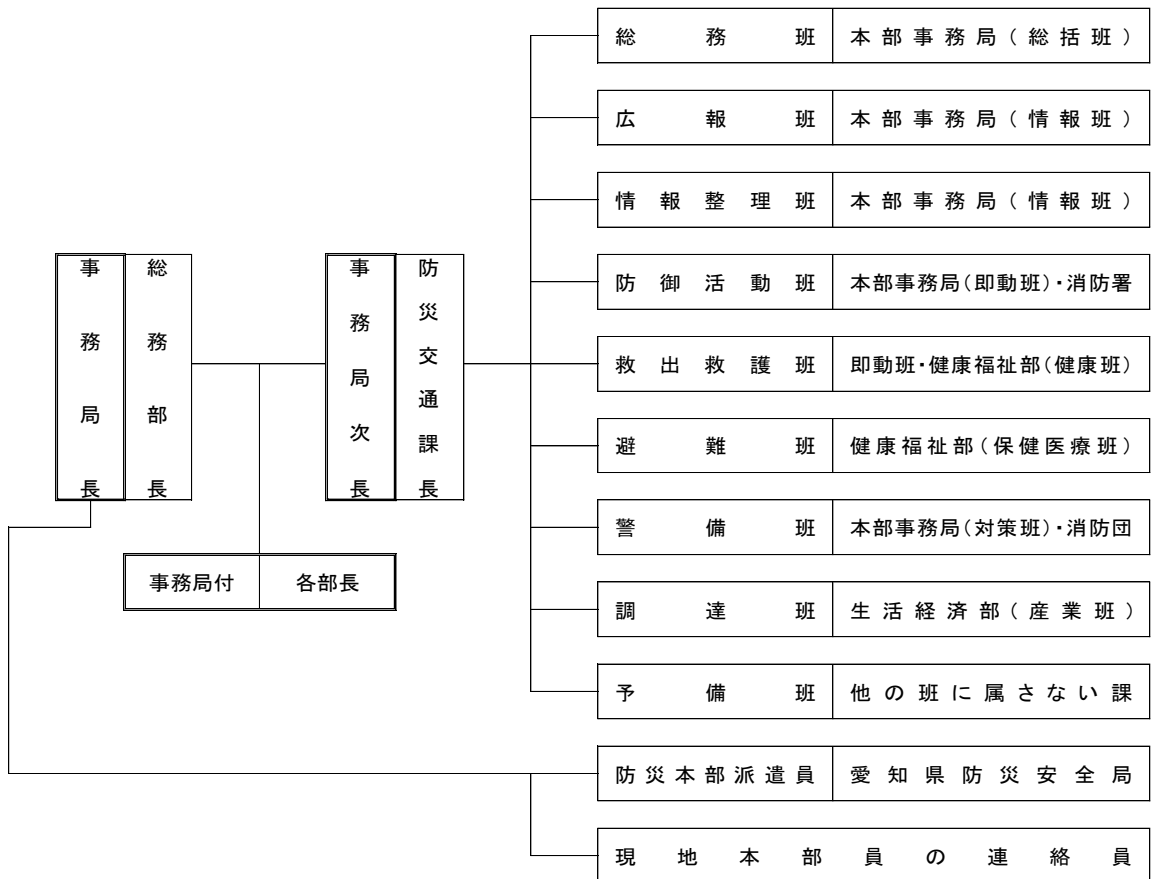
(イ) 現地本部員はその業務を補佐させるため自機関の職員を連絡員として現地本部に同行することができる。

(ウ) 事務局の組織は、半田市及び武豊町に区分し次のとおりとする。

半 田 市



武 豊 町

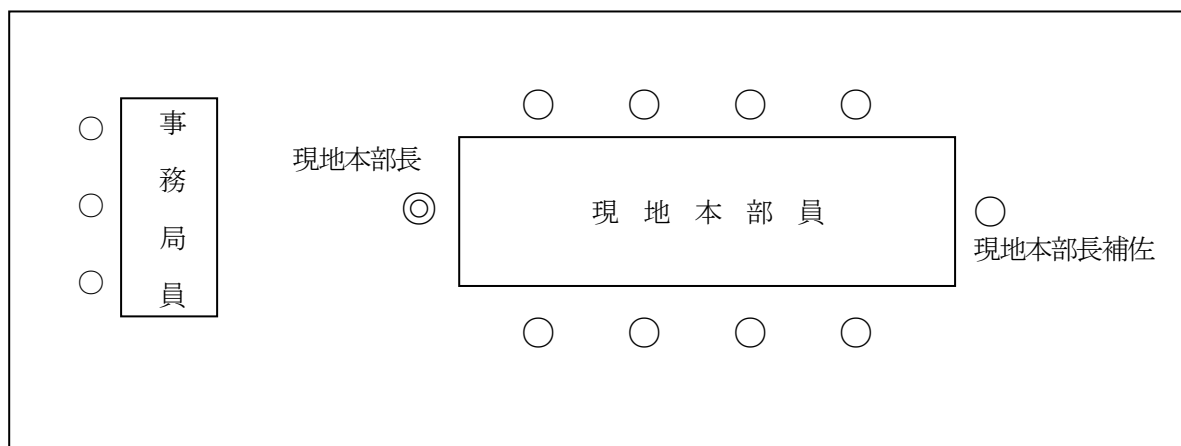


イ 事務局の各班の所掌事務

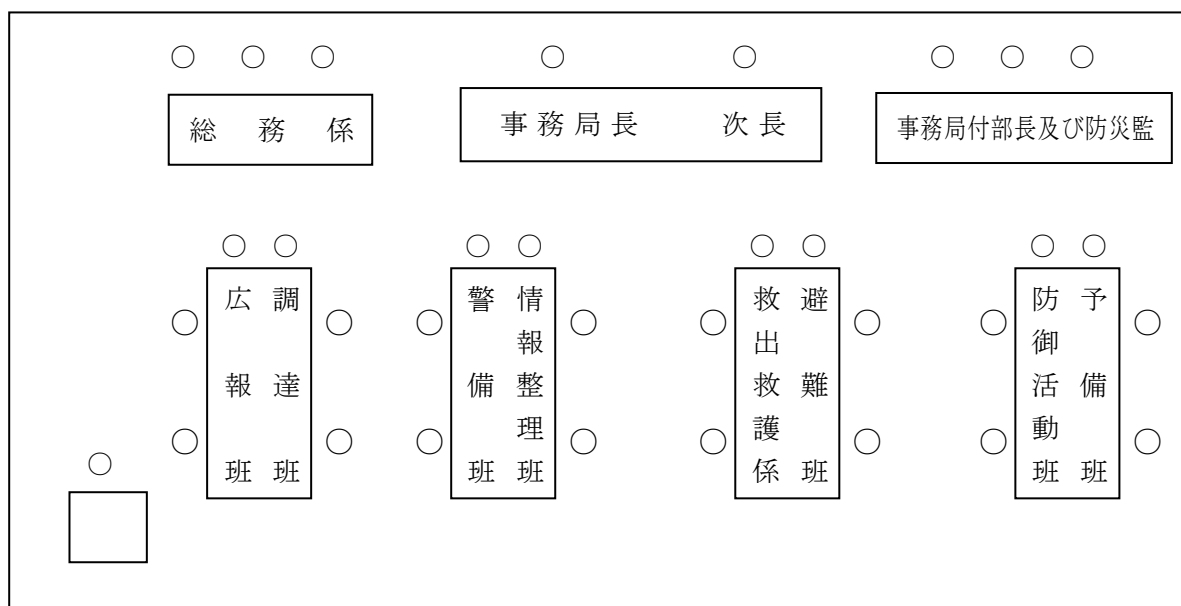
班名	所掌事務
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 班相互間の連絡調整を行う。 2 災害に関する情報を防災本部に対し必要の都度報告する。 3 現地本部の庶務に関することを行う。 4 他の班の所掌に属しないことを行う。
広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各機関の実施した広報活動状況の収集、取りまとめを行う。 2 報道機関に提供する災害情報資料等の作成を行う。 3 広報活動に関し、必要な事項を各機関に対し連絡調整をする。
情報整理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班の作成した資料等の取りまとめを行う。 2 災害に関する情報の整理、記録及び保存を行う。
防衛活動班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各機関の実施した防衛活動状況の収集、取りまとめを行う。 2 防衛活動に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 3 災害の拡大状況、鎮圧状況、出動人員、資機材一覧表等について取りまとめる。
救出・救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各機関の実施した救出救難活動状況の収集、取りまとめを行う。 2 救出救護活動に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 3 救出救護状況一覧表等を作成する。
避難班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各機関の実施した避難活動状況の収集、取りまとめを行う。 2 避難活動に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 3 避難場所、避難者収容状況一覧表等を作成する。
警備班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各機関の実施した警戒警備及び交通規制活動状況の収集、取りまとめを行う。 2 警戒警備及び交通規制に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 3 警戒区域一覧表、交通規制実施状況表等を作成する。
調達班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各機関の実施した調達状況の収集、取りまとめを行う。 2 調達すべき資機材及び緊急輸送車両等の把握を行う。 3 調達に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 4 調達資機材一覧表等を作成する。

ウ 現地本部及び事務局の配置図

(現地本部)



(事務局)



2 現地本部の活動

(1) 情報の収集・伝達

ア 情報の収集

(ア) 災害発生事業所からの通報

災害発生事業所は現地本部へ災害の状況、応急対策の実施状況等を逐次報告するものとする。

(イ) 防災関係機関からの収集

防災関係機関は現地本部へ自機関の実施した応急対策の実施状況等を逐次報告するものとする。

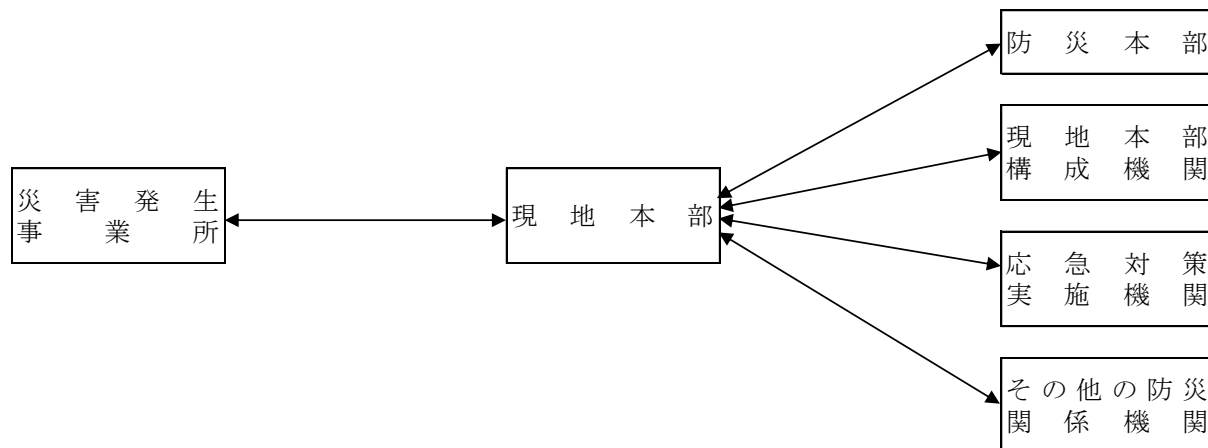
イ 防災本部への報告

現地本部長は、総論編第5章第2節「災害情報の収集及び伝達」に定めるところにより、収集、取りまとめた資料を防災本部事務局へ報告するものとする。

ウ 防災関係機関への伝達

現地本部事務局は、他の防災関係機関が行う災害応急対策に必要な情報を提供するものとする。

エ 現地本部設置時における情報の収集伝達系統図は、次のとおりとする。



(2) 活動体制の調整

現地本部は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため防災関係機関の実施する活動を調整するものとする。

(3) 応援要請

現地本部長は、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、防災本部長に対して応援要請を行うものとする。

3 現地本部の設置及び廃止

(1) 設置場所

現地本部の設置場所は、原則として次の場所とする。ただし防災活動の円滑な実施及び災害の状況の総合的把握を容易にするため必要な場合は、現地本部長の判断により適当と認める場所とすることができる。

ア 半田市内で災害が発生した場合

現地本部設置場所	事務局（主管課）	電話番号（内線）
半田市役所 災害対策室	市総務部防災安全課	0569 - 84 - 0626 内線（242）

イ 武豊町内で災害が発生した場合

現地本部設置場所	事務局（主管課）	電話番号（内線）
武 豊 町 役 場 防 災 セ ン タ ー	町 総 務 部 防 災 交 通 課	0569 - 72 - 1111 内線（234） 0569-72-0001（直通）

(2) 現地本部の表示

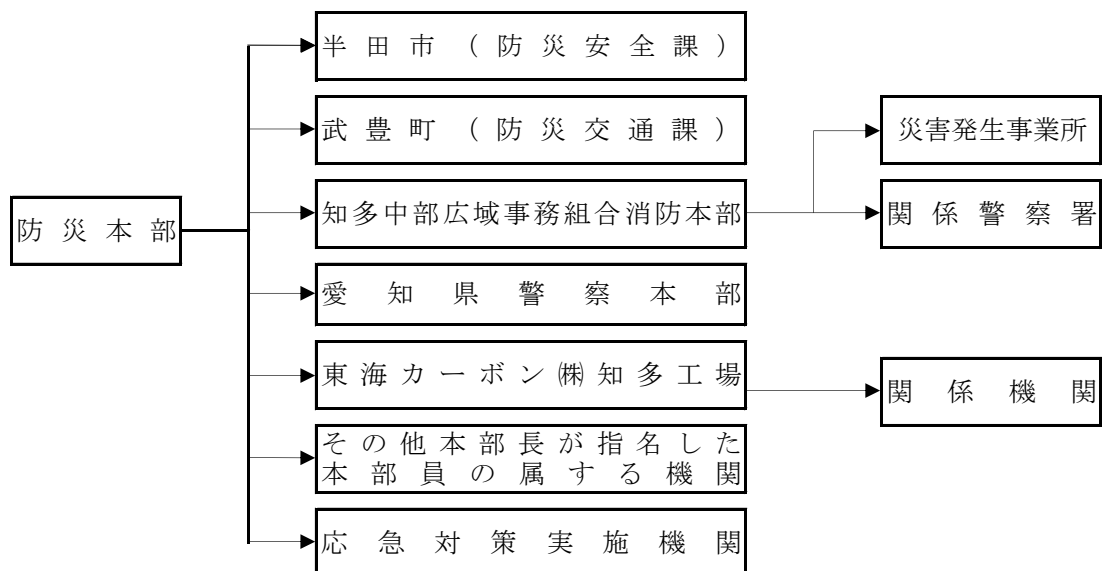
現地本部の標識は、現地本部が設置された市役所、町役場又はその他の場所の正面玄関等に掲示する。

(3) 設置及び廃止の通知

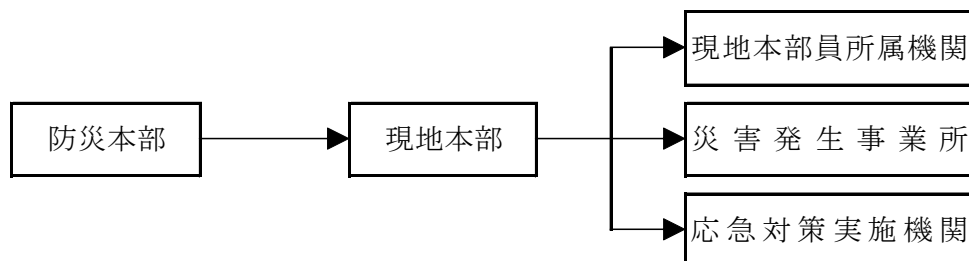
ア 防災本部の行う通知

設置及び廃止の通知は、次に定めるところにより行い、現地本部設置場所及び設置若しくは廃止日時を通知する。

(設置の場合)



(廃止の場合)



イ 市又は町の行う通知

現地本部が設置又は廃止されたときは、次の区分により通知及び公表する。

区 分	通知先及び公表先	方 法	責 任 窓 口
半 田 市	各 部 班	庁 内 放 送 等	総 務 部 防 災 安 全 課
	地 域 住 民	報 道 機 関、同 報 無 線 装 置 等 を 通 じ 公 表	
	報 道 機 関	口 頭 又 は 文 書	
武 豊 町	各 部 班	庁 内 放 送 等	総 務 部 防 災 交 通 課
	地 域 住 民	報 道 機 関、同 報 無 線 装 置 等 を 通 じ 公 表	
	報 道 機 関	口 頭 又 は 文 書	
知 多 中 部 広 域 事 務 組 合 消 防 本 部	本 署 各 支 署 各 出 張 所	一 斉 指 令	知 多 広 域 消 防 指 令 セ ン タ ー

第2 事業所における防災体制

1 自衛防災組織

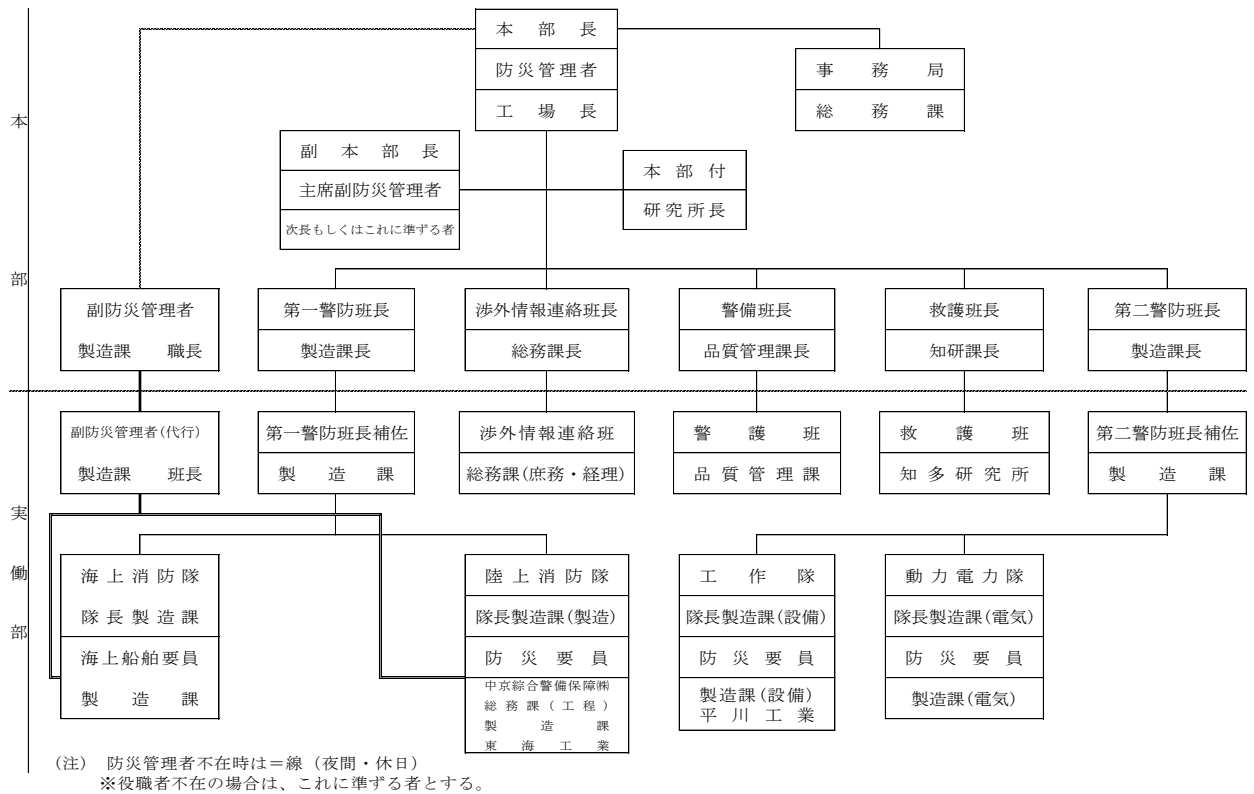
(1) 防災管理者及び副防災管理者

記号	事業所名	防災管理者	副防災管理者
ア	東海カーボン(株)知多工場	工場長	製造課長 他4名
イ	日本ルーブリゾール(株)衣浦事業所	事業所長	/
ウ	JFEスチール(株)知多製造所	所長	
エ	日本化学工業(株)愛知工場	工場長	
オ	AGC(株)愛知工場	工場長	
カ	(株)JERA 武豊火力発電所	所長	

(2) 組織図及び各班の所掌事務

ア 東海カーボン(株)知多工場

(ア) 組織図

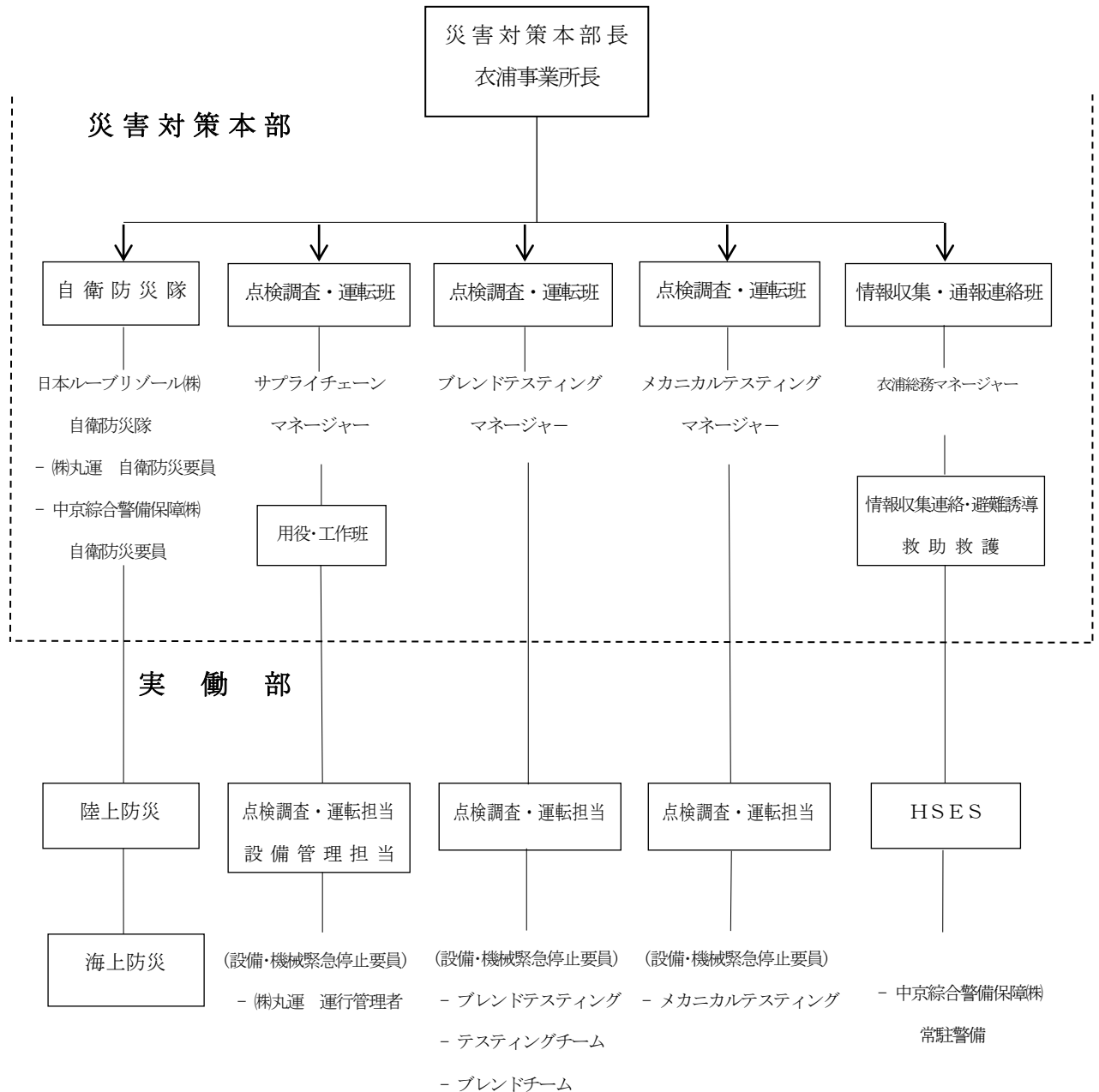


イ 日本ルーブリゾール(株)衣浦事業所

(ア) 災害対策組織

a) 災害対策組織図

災害対策組織図（発災時）

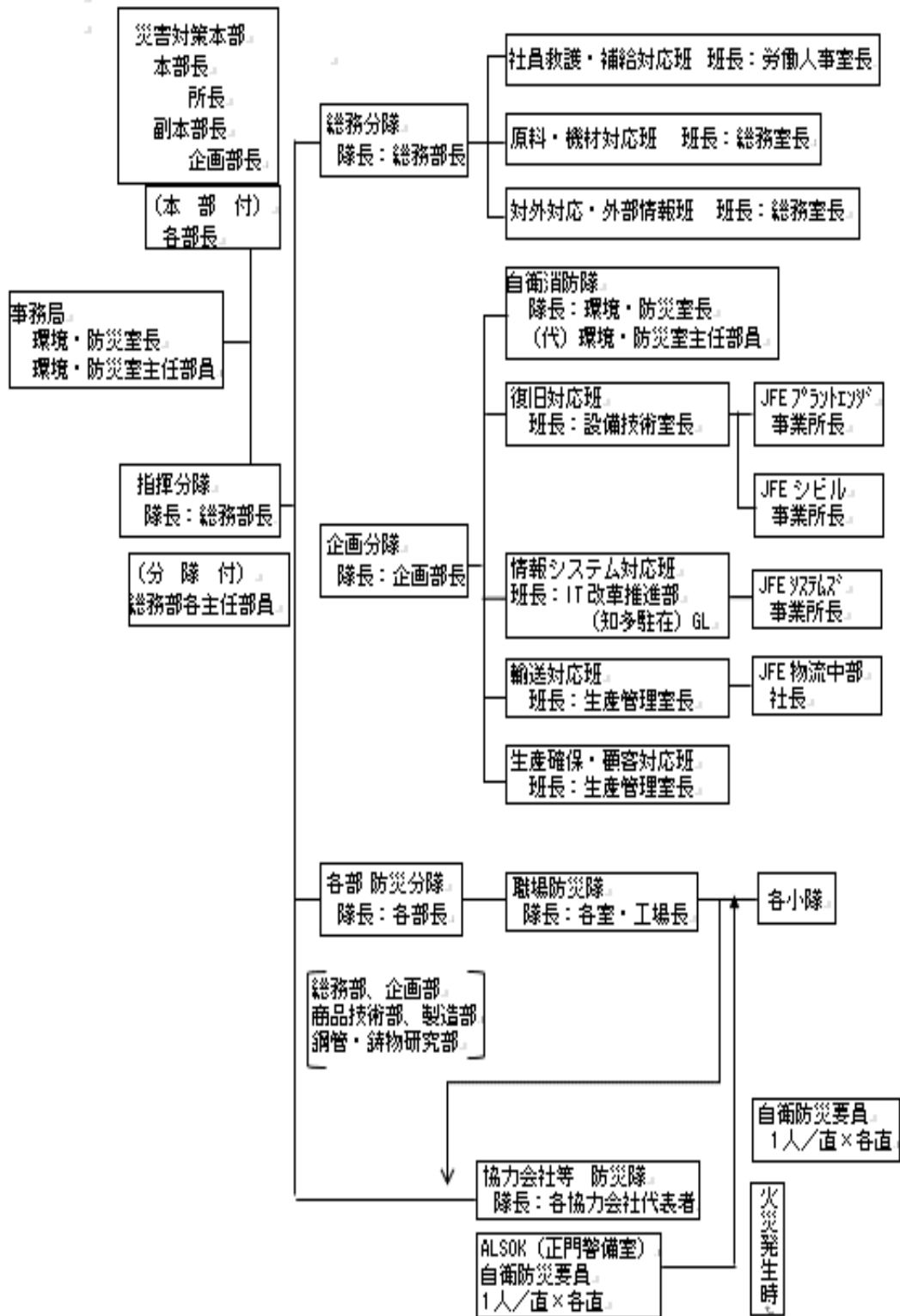


b) 災害対策組織の任務分担

	部 門	担 当	人数	任 務
災 害 対 策 本 部	災害対策本部長	防災管理者	1名	1 災害対策組織の統轄管理 2 組織の設置及び廃止の指示 3 陸上、海上における災害に対する防御活動の指示 4 防災活動を実施するために必要な事項の調整指示 5 防災状況の実施状況の把握
	自衛防災隊	日本ルーブリック㈱	1名	1 陸上、海上における災害に対する防御活動の調整
		㈱丸運	1名	2 防災活動を実施するために必要な事項の調整指示
		中京総合警備保障㈱	1名	3 防災活動の実施状況の把握
	点検調査・運転班	物流部 - サプライチェーン - 設備管理	1名 1名	1 発災施設の周辺施設及び関連施設の操業停止の指示 2 貯蔵タンクからの漏洩又はその恐れのある場合の他タンクへのシフト指示 3 大量漏油時の漏油拡散対策防止の実施指示 4 災害現場付近の不用電路の遮断及び電気災害防止対策の指示 5 非常対策工事の実施指示 6 工事施工中の危険個所に対する応急対策の実施指示 7 地震被害の場合には、事前に定められた計画に従い衣浦事業所内の各施設の総合的な点検の実施指示及び被害状況の把握
		テストサービス部 -メカニカルテスト -ブレンドテストサービス	1名 1名	1 発災施設の周辺施設及び関連施設の使用停止の指示 2 その他二次災害の発生防止又は軽減を図るための措置検討及び措置状況の把握 3 地震被害の場合には、事前に定められた計画に従い衣浦事業所内の各施設の総合的な点検の実施指示及び被害状況の把握
	情報収集連絡 避難誘導班	衣浦総務	1名	1 異常現象発生の通報 2 災害に関する情報収集、記録及び関係者への情報伝達 3 総括的な記録及び報告書の作成 4 関係官公署、調査団、報道機関への報告又は資料提供 5 社員及び協力業者、外注業者従業員並びにこ入所者の安否確認
		衣浦総務 -HSES	1名	1 社員及び協力業者、外注業者従業員並びにこ入所者の避難誘導、人員の把握 2 防災活動を実施する上で不足又はその恐れのある資機材の調達 3 応急資機材の在庫状況の把握 4 重要書類等の非常持出し後の保全管理 5 来訪者の応接及び入場状況の把握及び誘導の指示 6 衣浦事業所内外への連絡、地域社会、近隣各社への広報・連絡及びその指示 7 立入禁止区域の設定 8 負傷者等の把握及び救助、応急手当の指示及び救急病院の手配並びに救急医薬、非常食、飲料水、作業衣服等の確保 9 避難場所、仮眠所の確保

	部 門	担 当	人 数	任 務
実 働 部	自衛防災隊 ・陸上防災 ・海上防災 (救助救護)	日本ルーブリゾール(株) (株)丸運 中京総合警備保障(株)	12名	1 粉末消火器による初期消火及び消防車による延焼の拡大防止活動 2 固定消火設備等の運転操作による消火活動 3 屋外給水栓(消防車用)施設の運転 4 制御室で作動できる固定消火設備等の作動 5 漏油拡散防止対策(土のう積み等)及び回収作業の実施 6 発災施設の緊急停止、タンクローリーの退避 7 負傷者の救助及び応急手当、救急病院、救護所への搬送 8 装置、設備に固定されている保安設備の点検 9 タンク元バルブ及び防油堤の排水弁の閉止確認
	点検調査・運転 班	物流部 (設備・機械緊急停止要員) - 設備管理 (株)丸運 - 運行管理者	1名 1名	1 災害対策本部の指示による操業を安全に停止する措置 2 発災施設の緊急停止、ブローダウン体制の整備確認 3 災害対策本部の指示による製品の他タンクへのシフト 4 災害対策本部の指示による入出荷業務の停止 5 入出荷業務を継続する場合の監視の強化 6 操業状況を把握し必要な用役の確保 7 用役供給施設に災害が発生した場合の関連設備担当者への通報及び代替可能な場合の応急措置 8 装置に固定されている保安設備の点検 9 災害現場付近の不必要電路の遮断及び電気災害防止対策の実施及び非常対策工事の実施 10 工事施工中の危険箇所に対する応急対策の実施
		テストサービス部 (設備・機械緊急停止要員) - メカニカルテスト	5名	1 運転中の駆動系試験、リグ試験及び関連装置の停止 2 高圧ガス施設の使用停止 3 地下タンク設備のその他機械試験機器類の異常点検
		テストサービス部 (設備・機械緊急停止要員) - テスティングチーム - ブレンドチーム	7名	1 ラボブレンドの作業停止 2 一般性状試験、物理評価化学分析試験の停止 3 高圧ガス施設の使用停止・火気使用の停止 4 危険薬品等の異常の有無確認、その措置 5 ブレンド、化学分析試験機器類、ガス供給設備の異常点検
情報収集連絡 避難誘導 救出救護班	衣浦総務 - HSES 中京総合警備保障(株) 常駐警備	1名 1名	1 負傷者の被害状況の把握及び災害対策本部への報告 2 負傷者の救急病院、救護所への搬送手配 3 重要書類等の非常持出後の保安全管理 4 来訪者の応接 5 非常食、飲料水、作業衣服等の、配布 6 社員及び協力業者、外注業者従業員並びに入所者の避難誘導 7 仮眠所の開設 8 地域社会、近隣事業所への広報、連絡 9 屋外にいる報道関係者の把握及び誘導 10 公設消防隊、応援隊等の災害現場への誘導 11 正門、緊急通用門、駐車場等の交通規制 12 報道関係者等通門者の把握 13 防災活動を実施する上で不足又はその恐れのある資機材等の調達 14 応急用資機材等の在庫状況の把握	

ウ JFEスチール(株)知多製造所
 (ア) 災害対策本部組織図



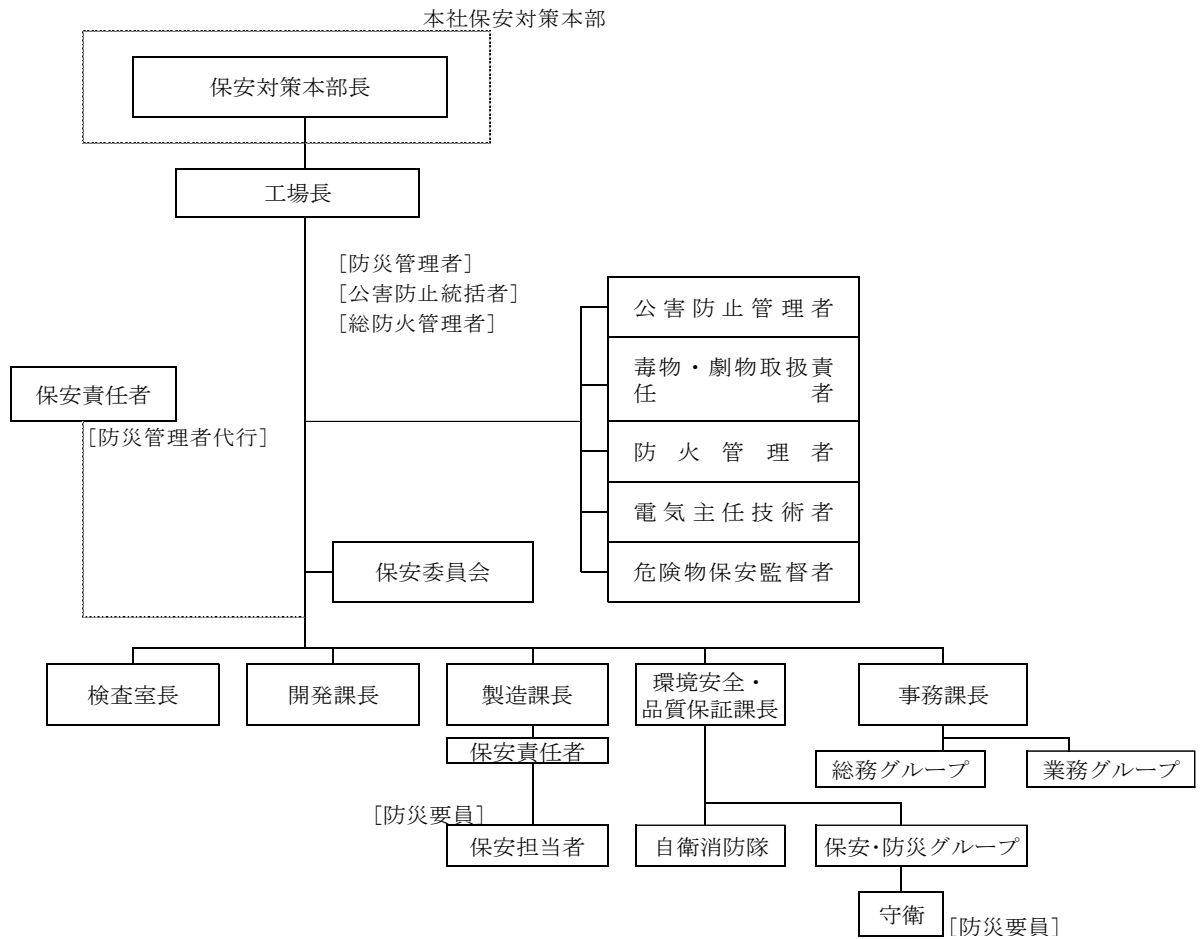
(イ) 各班の所管機能

班名	担当	人数	所管機能
社員救護・補給対応班	労働人事室	9人	社員の安否確認、通信手段の確保、宿泊、就業および救援物資の確保、輸送について所管する。 ①社員および社委員以外（来訪者、工事業者、出入業者など）の安否情報収集にあたる。 ②防災活動に必要な非常食の準備を行うとともに、寮社宅との連絡の確保に努める。 ③社員の防疫と傷病者の応急手当を行うとともに、地域の病院と連携を図り救護活動にあたる。
原料・機材対応班	総務室	6人	支援活動及び生産再開に必要な資機材や原料の調達に関する事項を所管する。 ①災害を防止又は鎮圧するために必要な資機材等の調達補給にあたる。
対外対応・外部情報班	総務室	6人	マスコミ等への対外発表、官公庁、地方自治体、業界団体への対応およびグループ企業との連携などに関する事項、及び外部情報（地域の被害状況、被災地の他社情報等）の収集に関する事項を所管する。 ①災害及び防災活動状況に関する情報の収集を行う。 ②災害及び防災活動状況に関し、必要に応じて地域住民及び報道機関に対する広報にあたる。 ③災害の発生、交通機関の運行等に関する社外情報の収集を行う。
復旧対応班	設備技術室 保全室	35人	被災した設備および施設の復旧に関する事項を所管する。 ①建築物、道路、水路、その他被災箇所の復旧にあたる。 ②被災設備の修理等を当該設備所管課に協力して行う。 ③所内の給水を確保し、他班の作業に協力する。 ④所内の電力並びに通信網を確保し、他班の作業に協力する。
情報システム対応班	IT改革推進部 （知多駐在）	1人	情報システムの復旧に関する事項を所管する。
輸送対応班	生産管理室	15人	物資・製品などの輸送および交通情報の整理に関する事項を所管する。 ①防災資機材等及び災害復旧に必要な各種資機材並びに人員の輸送にあたる。
生産確保・顧客対応班	生産管理室	15人	オーダーエントリー、他社への生産委託等生産確保、デリバリー調整および顧客への支援に関する事項を所管する。
職場防災隊	各部課	若干名	①所管設備に事故災害が発生した場合又は発生の恐れのある場合、初期鎮圧並びに復旧にあたる。 ②火災発生により ALSOK(株)と協力して消火にあたる。 ③災害対策本部が出来た場合、その指揮下に入る。
協力会社等防災隊	各協力会社等	若干名	規程並びに作業外注基本契約に基づき、所と相互一体的な防災活動を行う。

エ 日本化学工業(株)愛知工場

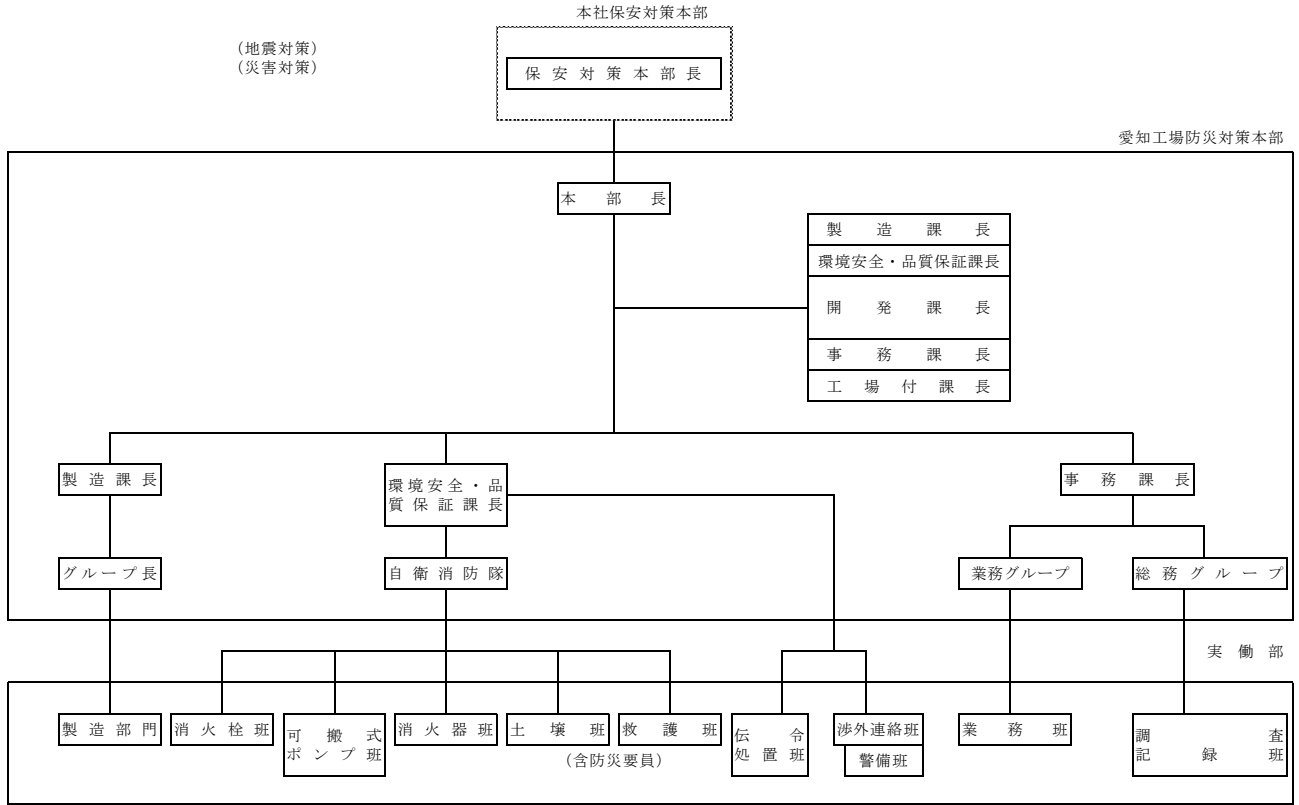
(ア) 組織図

a 自衛防災組織



b 防災本部編成表

防 災 対 策 組 織



防災対策組織の業務分担（南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）発表時）

防災対策本部

担当責任者	部門	業務
本部長	防災管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災対策組織の統括 2. 警報体制の発令及び解除の指令 3. 生産設備の停止、切電等の指令 4. 原料受入、製品積出し中止の指示 5. 非番者召集又は要員以外の従業員帰宅の指示 6. 避難の指示
防火管理者等		<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長の補佐 2. 災害予防対策の検討
製造課長	グループ長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生産設備の停止、切電及び保安対策の実施 2. 危険物、毒物劇物等の貯蔵及び取扱い状況の把握 3. 危険物、毒物劇物等の安全対策、流出防止対策の実施 4. 非番者召集又は要員以外の従業員帰宅の措置 5. 保安体制、要員配置の検討
事務課長	業務グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原料受入、製品積出し中止、缶詰作業の中止 2. 被害が発生した場合に必要な応急活動資機材の在庫状況の把握及び調達
	総務グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非番者召集又は要員以外の従業員帰宅の措置 2. 警備体制強化の検討 3. 構内滞在者名簿の作成 4. 重要書類等の搬出保管の検討・指示

実働部

担当責任者	部門	業務
製造課長	製造部門	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生産設備の停止、切電 2. 保安対策の実施 3. 危険物、毒物劇物等の安全対策、流出防止対策の実施
事務課長	業務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原料受入、製品積出し中止
	調査・記録班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害予防対策の実施状況の把握及び記録 2. 避難状況の把握
環境安全 品質保証課長	自衛消防隊 消火栓班 可搬式 消火器班 土嚢班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災資機材、消防用設備及び非常電源の点検、整備、補修 2. 重要書類等の搬出 3. 書類棚等転倒防止、補修
	救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急医薬品及び救急用具の点検、補充 2. 食糧、飲料水、作業衣、仮眠施設等の確保
	渉外連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の受信及び伝達 2. 消防本部に対する連絡、調整 3. 本社保安対策本部に対する報告、連絡 4. 武豊町役場、半田警察署に対する連絡、調整 5. 周辺住民、報道関係者に対する情報提供
	伝令・処置班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非番者召集又は要員以外の従業員帰宅の措置 2. 避難の措置
	警備班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入門者の管理、製品積出しの中止 2. 構内・外の巡視、警備 3. 構内滞在者に対する避難又は場外退去の指示

防災対策組織の業務分担（災害発生時）

防災対策本部

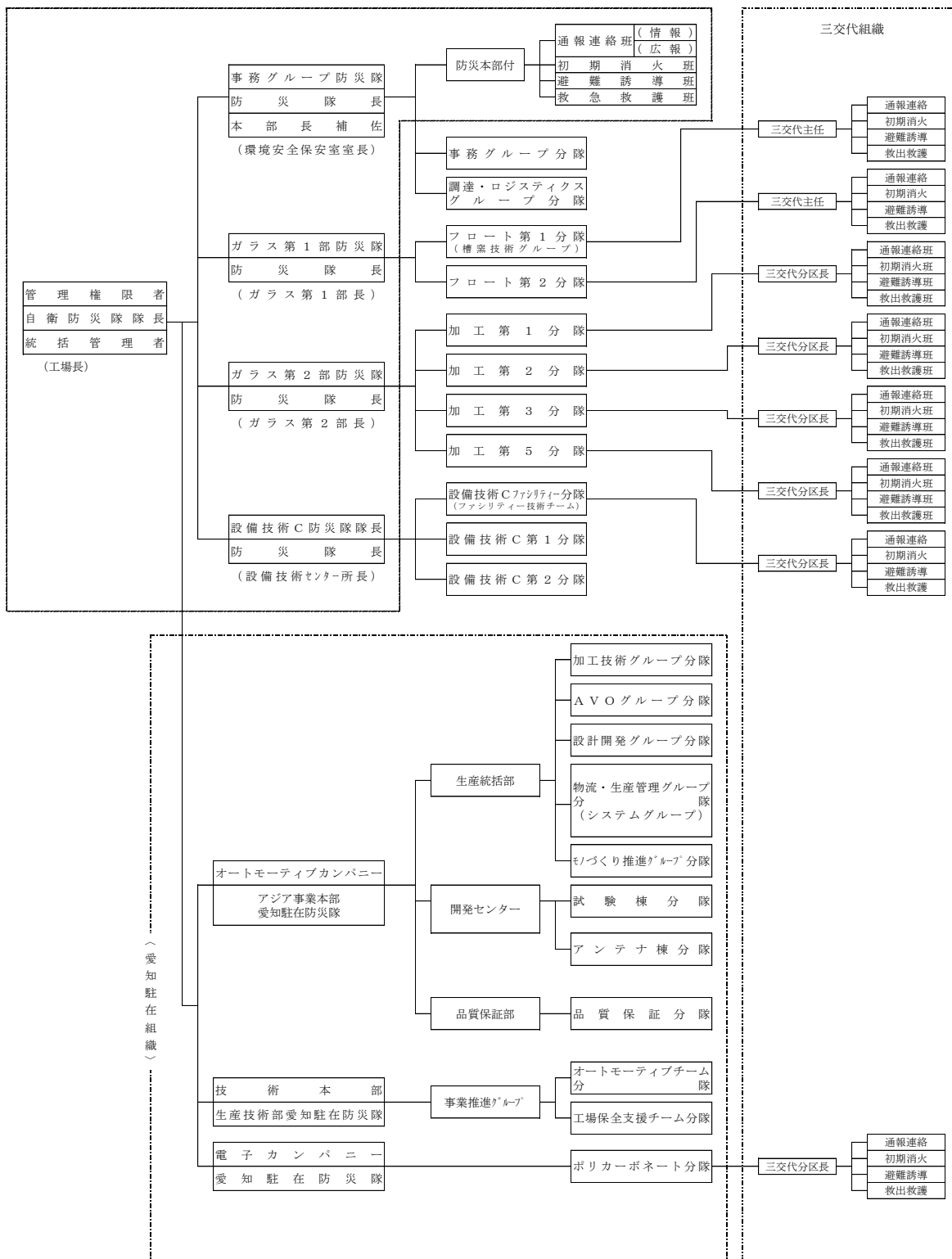
担当責任者	部門	業務
本部長	防災管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災対策組織の統括 2. 防災対策組織の設置及び解除の指示 3. 消防本部に対する通報及び報告 4. 消防本部に対する応援出動要請の指示 5. 生産設備等の停止の指示 6. 非番者召集の指示 7. 避難の指示
防火管理者等		<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災活動方法の検討 2. 災害の拡大防止、二次災害防止の措置の検討
製造課長	グループ長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生産設備の停止、切電及び保安対策の実施 2. 危険物、毒物劇物等の移動 3. 消防用設備、防災資機材等の補修 4. 非番者召集又は要員以外の従業員帰宅の措置 5. 防災活動体制、要員配置の検討
事務課長	業務グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原料受入、製品積出し中止、缶詰作業の中止 2. 防災活動資機材の在庫状況の把握及び調達
	総務グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非番者召集又は要員以外の従業員帰宅の措置 2. 立入禁止区域の設定 3. 警備体制強化の検討 4. 構内滞在者名簿の作成 5. 入門者制限の指示

実働部

担当責任者	部門	業務
製造課長	製造部門	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生産設備の停止、切電 2. 災害の拡大防止、二次災害防止対策の実施
事務課長	業務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原料受入、製品積出し中止
	調査・記録班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害状況及び防災活動実施状況の把握及び記録 2. 避難状況の把握
環境安全 品質保証課長	自衛消防隊 消火栓班 可搬式 消火器班 土嚢班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消火、流出油回収等の防災活動 2. 負傷者の救出 3. 重要書類等の搬出
	救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 負傷者等の応急手当及び送院又は救急車手配 2. 負傷者の把握 3. 救急医薬品及び救急用具の確保 4. 食糧、飲料水、作業衣、仮眠施設等の確保
	渉外連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防本部及び関係機関に対する通報、連絡 2. 消防本部に対する応援出動要請 3. 本社保安対策本部に対する報告、連絡 4. 武豊町役場、半田警察署に対する通報、連絡、調整 5. 周辺住民、報道関係者に対する広報 6. 来訪者の応接 7. 総括的な記録及び報告書の作成
	伝令・処置班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非番者召集又は要員以外の従業員帰宅の措置 2. 避難の措置 3. 消防用設備、防災資機材等の補修
	警備班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入門者の管理、製品積出しの中止 2. 立入禁止区域の設定 3. 消防本部の消防隊誘導 4. 構内・外の巡視、警備 5. 構内滞在者に対する避難又は場外退去の指示

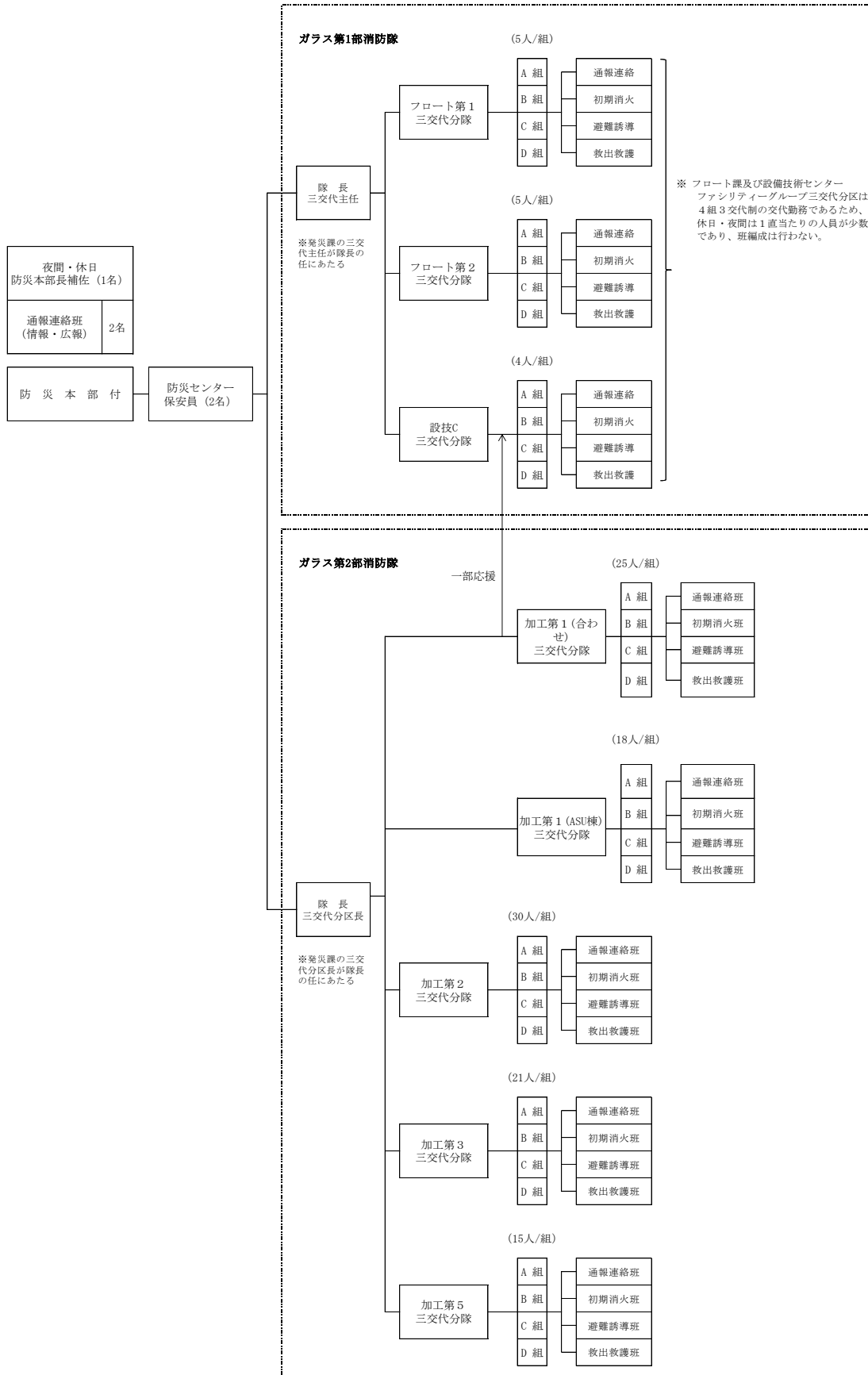
オ AGC(株)愛知工場
(ア) 組織図

a 自衛防災組織



(注) ・災害の程度、場所等に応じ、部分的に防災組織を編成することがある。
・人員については、状況に応じ三交代休務者等の動員を図るものとする。

b 夜間・休日等の防火・防災管理体制（就業時間後の体制）



(イ) 自衛防災隊任務表

	責任者・班名	担当	人数	主たる任務	
防 災 本 部 隊	防災本部長	工場長 順位（代行者） 一位（環安保室長） 二位（ガラス第2部長） 三位（総務GL）	1人	1. 防災対策組織の統括 2. 防災本部の設置及び解除指示 3. 消防本部への通報及び報告 4. 消防本部に対する応援出動要請の指示 5. 生産設備等の停止の指示 6. 避難指示 7. 安否確認指示	
	本部長補佐	環境安全保安室長	1人	1. 防災本部員の編成 2. 各種情報収集の指示 3. 災害の拡大防止及び二次災害防止措置の検討 4. 広報活動の指示 5. 立入り禁止区域の設定	
	防災要員	環境安全保安室	6人	1. 情報収集 2. 通報連絡 3. 交通規制 4. 緊急防災隊指揮 5. 本部特命事項	
	通報 連絡 班	(情報)	環境安全保安室 総務グループ	6人	1. 情報の収集 2. 安否確認
		(広報)	総務グループ	3人	1. 広報活動全般 2. その他
	初期消火班	環境安全保安室 保安員	3人	1. 消火、流出油回収等の防災活動 2. 消防用設備、流出油回収用資機材の準備と搬送	
	避難誘導班	環境安全保安室	2人	1. 避難通路等の安全確保 2. 従業員、来客、納入業者等の避難誘導と混乱防止 3. 避難器具等の準備	
応急救護班	環境安全保安室 総務G（健康管理C）	5人	1. 負傷者等の応急手当 2. 負傷者等の把握と本部への報告 3. 救急医療品及び救急用具の確保 4. 救護室の開設		
地 区 隊	事務グループ 防災隊	事務グループ分隊		1. 通報連絡班（2人） (1) 防災本部との連携体制確保 (2) 部署内への情報提供 2. 初期消火班（4人） (1) 危険物、高圧ガス、毒劇物、変電設備等特殊設備の保安防護と二次災害防止の緊急予防措置 (2) 消火、流出油回収等の防災活動 3. 避難誘導班（3人） (1) 避難経路の安全確保 (2) 避難誘導 (3) 安否確認（未確認者の搜索） 4. 救出救護班（4人） (1) 負傷者等の応急処置 (2) 負傷者等の把握と本部報告 (3) 負傷者等の搬送 (4) 救急医療品の確保 ※（ ）内人数は基本人員	
	調達ロジスティクスG 防災隊	調達ロジスティクスグループ分隊			
	ガラス第1部 防災隊	フロート第1分隊 （槽窯技術グループ） フロート第2分隊			
	ガラス第2部 防災隊	加工第1分隊 加工第2分隊 加工第3分隊 加工第5分隊			
	設備技術C 防災隊	設備技術Cファシリティー分隊（ファシリティー技術チーム） 設備技術C第1分隊 設備技術C第2分隊			

	防災隊	分隊	主たる任務
地区隊 (愛知駐在組織)	オートモティブカンパニー アジア事業本部 生産統括部	① 加工技術グループ分隊 ② AVOグループ分隊 ③設計開発グループ分隊 ④物流・生産管理グループ分隊 (システムグループ) ⑤モノづくり推進グループ分隊	1. 通報連絡班 (2人) (1) 防災本部との連携体制確保 (2) 部署内への情報提供 2. 初期消火班 (4人) (1) 危険物、高圧ガス、毒劇物、変電設備等特殊設備の保安防護と二次災害防止の緊急予防措置 (2) 消火、流出油回収等の防災活動
	開発センター	① 試験棟分隊 ② アンテナ棟分隊	
	品質保証部	品質保証部分隊	3. 避難誘導班 (3人) (1) 避難経路の安全確保 (2) 避難誘導 (3) 安否確認 (未確認者の搜索)
	技術本部	①オートモティブチーム分隊 ②工場保全支援チーム分隊	
	電子カンパニー	AGC ポリカーボネート分隊	4. 救出救護班 (4人) (1) 負傷者等の応急処置 (2) 負傷者等の把握と本部報告 (3) 負傷者等の搬送 (4) 救急医療品の確保 ※ () 内人数は基本人員

<備考> ① 人数は基本人員をいう。
② 分隊とは、消火活動、流出油防除活動等、直接防災活動にあたるものをいう。

(ウ) 緊急防災隊任務表

隊・班名	分隊長	主たる任務
フロート第1分隊	三交代主任 (防災要員)	1. 分隊長の任務 (1) 隊の招集 (2) 初期活動の統括、指揮 (3) 自衛消防隊への指揮移譲 2. 各班の任務 (1) 通報連絡班 (2人) ① 緊急電話 (9-45-5499) への通報 ② 他部署への応援要請 ③ 部署内への情報提供 (2) 初期消火班 (4人) ① 危険物、高圧ガス、毒劇物、変電設備等 特殊設備の保安防護と二次災害防止の緊急予防措置 ② 消火、流出油回収等の防災活動 (3) 避難誘導班 ① 避難誘導 ② 安否確認 (行方不明者の搜索) (4) 救出救護班 (4人) ① 負傷者等の応急処置 ② 負傷者等の把握 ③ 負傷者等の搬送 ④ 救急医療品の確保 ※ (人) は、基本人員 ※フロート第1・2分隊及び設備技術Cファシリティールームグループ分隊並びにAPC分隊は、直当たりの編成人員が少数であるため、班編成は行わないものとする。
フロート第2分隊	三交代主任 (防災要員)	
加工第1分隊	【合わせ工場】 三交代分区長 【ASU棟】 三交代分区長	
加工第2分隊	【強化第1・2工場】 三交代分区長 【AC3工場】 三交代分区長	
加工第3分隊	三交代分区長	
加工第5分隊	三交代分区長	
設備技術C ファシリティールーム分隊	三交代分区長	
APC分隊	三交代分区長	

(イ) 各班の任務

班名	任務
本部運営班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要員の確保 2 本部設営 3 情報連絡、伝達 4 動員把握 5 被害、復旧状況の収集 6 諸記録の作成・報告 7 通話制限 8 各種情報の収集、連絡 9 対外通報、連絡 10 対策会議 11 西日本支社防災本部への応援要請 12 本部長指示事項伝達 13 情報・通信トラブル復旧対応 14 支払い業務 15 行政機関との連絡、調整 16 津波情報発令時は、ハンドマイク等で放送する
支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 安否確認 2 要員の確保 3 通路規制 4 資金、資機材の調達 5 社屋、樹木等の被害状況の把握および復旧措置 6 管財関係機能保持 7 外来者の誘導 8 報道対応 9 食料、制服、宿舍等の手配 10 医療、衛生、防疫の対策 11 負傷者の救護 12 従業員、家族等の安否確認 13 道路状況の把握 14 車両等の手配 15 重要文書等の集約 16 重要文書等非常持出品の搬出
中電防災	<ol style="list-style-type: none"> 1 要員の確保 2 巡視、点検 3 構内入出者規制措置 4 什器類の落下・転倒防止、各階の避難用扉開放、ブラインドの閉鎖 等 5 外部消防隊の誘導 6 通路規制の補助 7 交通整理
発電班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要因の確保 2 設備の被害状況の把握 3 予防、復旧計画の立案および復旧措置 4 設備の予防措置および被害の拡大防止措置 5 予防復旧資機材の把握、確保 6 漏油、流出、火災等二次災害発生の場合は、それぞれの災害に応じた任務により防災活動を行う 7 燃料、薬品等の調達、確保 8 立入禁止措置 9 危険個所の電気遮断保護工作 10 延焼防止活動
各復旧班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要員の確保 2 仕掛け工事を中止し次の措置を実施する 組立中機器の補強、工事用機械の解荷およびフック固定、 転倒・移動しやすい機器の固定、仮設備の補強 3 作業用電力、エンジン類の停止、火気使用の禁止 4 工事用機械の所定位置への移動および固定 5 防災用資機材等の確認、確保 6 危険物施設の特別巡視 7 危険物移動作業の中止 8 設備、機材の移動、転倒防止措置 9 飲料水の確保

	<ul style="list-style-type: none"> 1 0 什器類の落下・転倒防止、各階の避難用扉開放、ブラインドの閉鎖 等 1 1 設備の被害状況の把握 1 2 予防、復旧計画の立案および復旧措置 1 3 流出油等二次災害発生の場合は、それぞれの災害に応じた任務により防災活動を行う 1 4 設備巡視点検 1 5 公設消防隊の消火活動応援
--	---

3 協議会

- (1) 協議会名 衣浦地区石油コンビナート等特別防災区域協議会
 (2) 設 置 昭和52年6月28日
 (3) 構成事業所 衣浦地区石油コンビナート等特別防災区域事業所 7社

会 社 名
東海カーボン(株)知多工場 (株)J E R A 武豊火力発電所 日本ルーブリゾール(株)衣浦事業所 J F E スチール(株)知多製造所 ファイザー・ファーマ(株)名古屋工場 日本化学工業(株)愛知工場 A G C (株)愛知工場

- (4) 事務局 (株)J E R A 武豊火力発電所
 (5) 役 員 会 長 1名
 副会長 1名
 理 事 2名
 監 事 2名

第3 応援協力体制

1 知多中部広域事務組合と他機関との協定

協 定 名	協 定 機 関	協定年月日
衣浦海上保安署と知多中部広域事務組合との業務協定	衣浦海上保安署	昭和50年7月7日
知多地区消防相互応援協定	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合	昭和54年3月20日
衣浦港消防防災業務協定	衣浦ポートサービス(株)	昭和56年8月24日
愛知県内広域消防相互応援協定	愛知県内24市2町8組合	平成15年4月1日
愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	愛知県 38市14町2村8組合	令和4年4月1日
中部国際空港消防相互応援協定	名古屋市、東海市、知多市、大府市、常滑市、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合	平成16年9月30日

2 その他の協定・協議会等

名 称	機 関 名	年 月 日
衣浦港排出油等防除協議会	衣浦海上保安署始め48機関 (事務局 衣浦海上保安署、会長 衣浦海上保安署長)	平成27年3月6日
衣浦港台風災害防止対策委員会	海上保安協会衣浦支部海難防止委員会の24機関 (事務局 衣浦海上保安署、会長 愛知海運半田支店)	昭和57年4月28日
衣浦港防災対策協議会	衣浦海上保安署、愛知県、半田市、碧南市、刈谷市、西尾市、高浜市、東浦町、美浜町、武豊町、知多中部広域事務組合	昭和50年9月3日

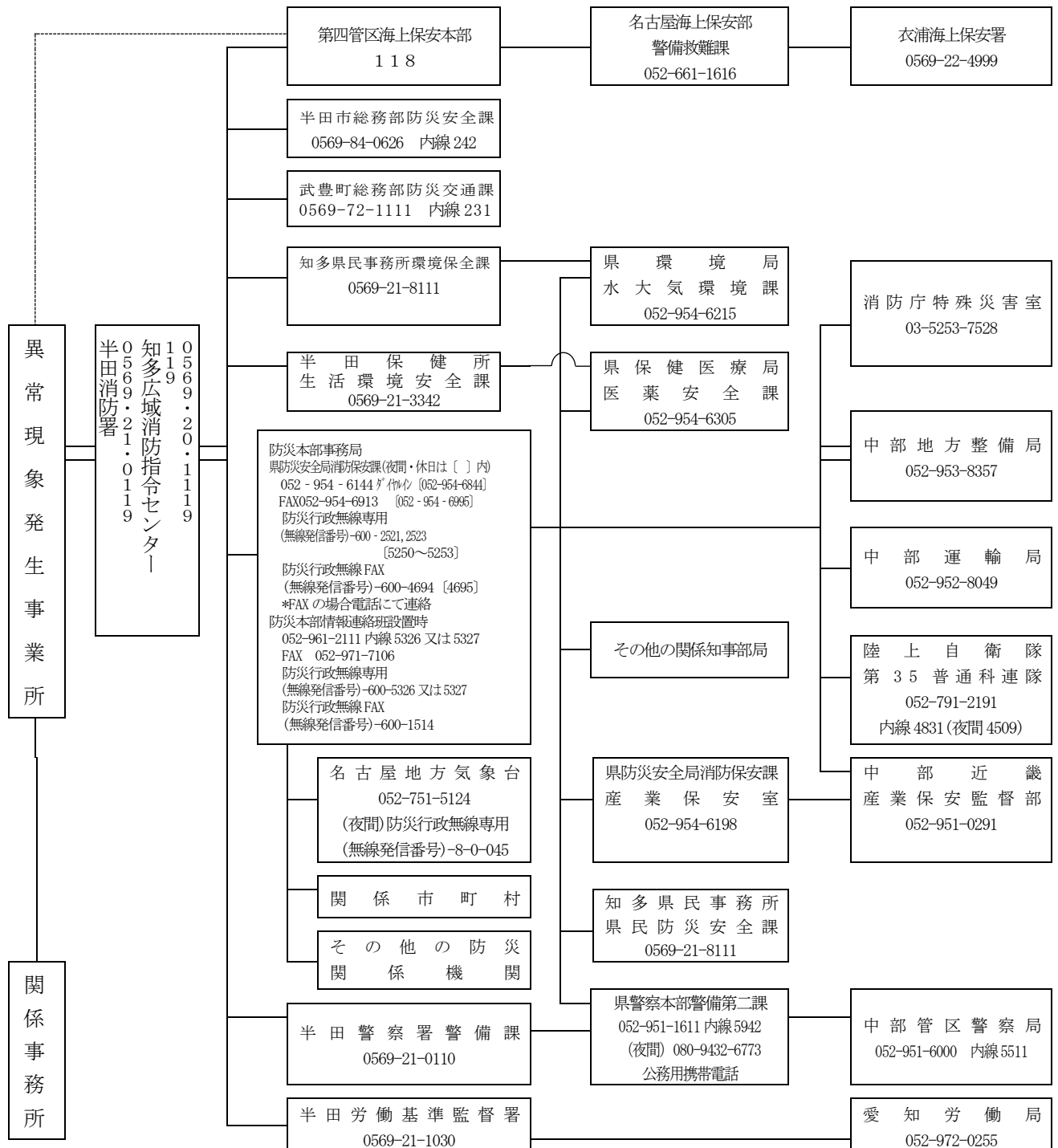
第2節 通報連絡体制

第1 通報系統

1 非常通報の通報系統

- (1) 異常現象発生事業所は、法23条第1項に基づき、消防署に通報するほか、加盟共同防災組織及び関係事業所に連絡する。なお、海域に災害の波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部救難課運用司令センター(118)にも通報するものとする。
- (2) 消防指令室は、特定事業所から前項の通報を受けた場合は、速やかに総論編掲載の即報要領が規定する「第2号様式(特定の事故)」により、図-2「非常通報の通報系統図」に示された関係機関に通報する。この場合、通報先は、異常現象の態様に応じ表-3「態様別非常通報先一覧」に定めるところによる。なお、第1報通報後通報内容に変動が生じた場合は、適宜第2報以降を通報するものとする。

図-2 非常通報の通報系統図



表－3 態様別非常通報先一覧

施設	現象		愛知県 消防保 安課	半田 警察署	衣浦 海上 保安署	半田 保健所	知多県民 事務所 環境 保全課	半田労働 基準監督署
危険物	小規模な異常現象（事業所内で止るもので労働災害を伴わないもの）		○	○				労働災害を伴うもの、及びボイラー施設の異常現象は、通報
	上記以外の異常現象	海上へ流出し、又は、流出する恐れのあるもの	○	○	○	○	○	
		その他	○	○				
ガス	すべての異常現象で労働災害を伴わないもの		○	○	(○)※			
	すべての異常現象で労働災害を伴うもの		○	○	(○)※			○
毒物及び劇物	消防法に定める危険物施設に係るすべての異常現象		危険物施設の例による			○		危険物施設の例による
	高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法の規制をうけるガス施設の異常現象		ガス施設の例による			○	○	ガス施設の例による
劇物	その他の毒劇物	すべての異常現象で労働災害を伴わないもの	○	○	(○)※	○		
		すべての異常現象で労働災害を伴うもの	○	○	(○)※	○		○
ばい煙	大気汚染防止法に定めるばい煙又は特定物質が大気中に大量に排出		○	○	(○)※	○	○	
その他	すべての火災		○	○				

※ 海上に災害が波及するおそれのある場合 通報

2 気象情報等の伝達系統

気象情報等は次に定めるところにより、住民、特定事業所、船舶等に伝達するものとする。

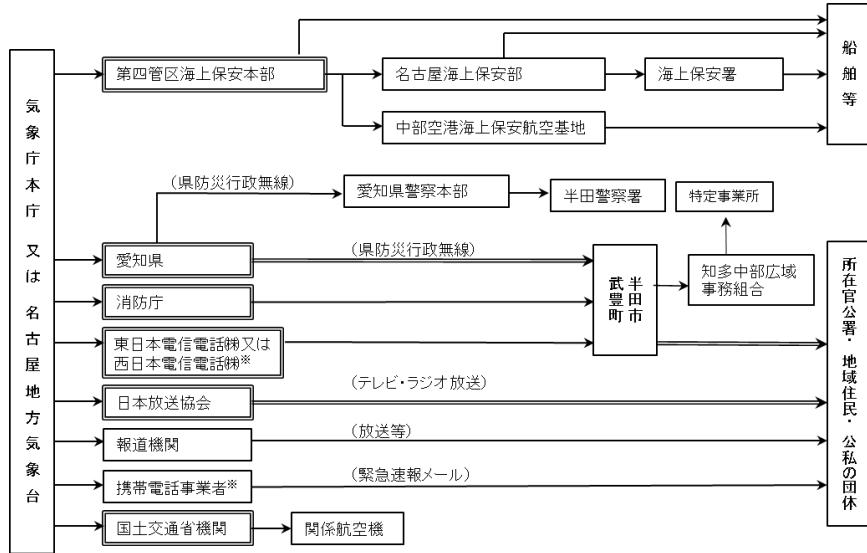
(1) 気象情報等の種類

大雨特別警報、暴風特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報、大雨警報、暴風警報、波浪警報、高潮警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報

(2) 伝達系統

気象情報等の伝達系統は次のとおりとする。

大雨特別警報・暴風特別警報・波浪特別警報・高潮特別警報・大雨警報・
暴風警報・波浪警報・高潮警報の伝達系統図

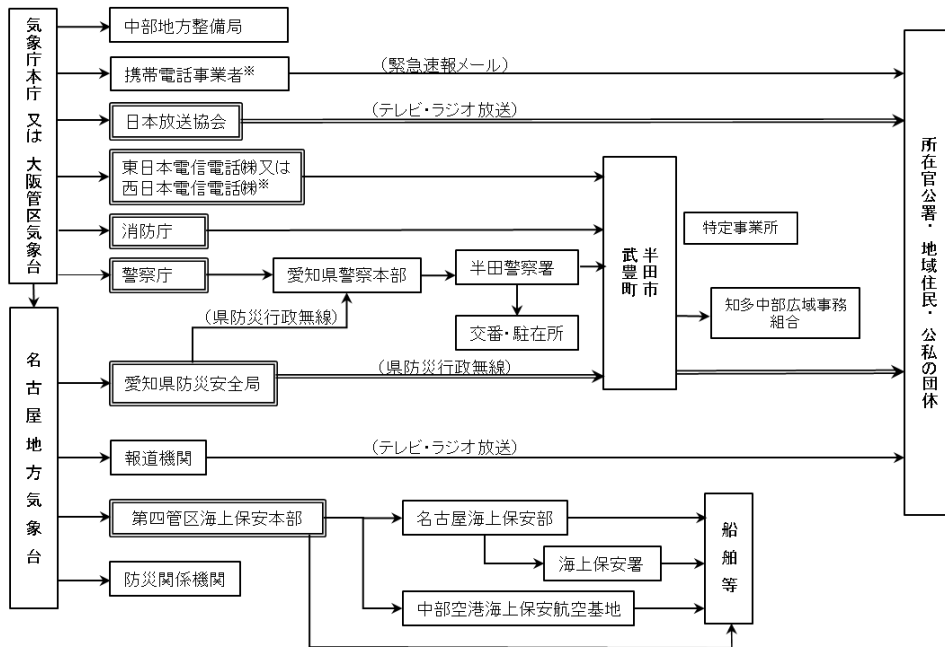


※気象庁から東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

津波警報等の伝達系統図



※気象庁から東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社には、大津波警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。

※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 津波警報等とは、大津波警報、津波警報、津波注意報、南海トラフ地震に関連する情報。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第2 情報の収集及び伝達

1 収集及び伝達の方法

(1) 特定事業所

発生した災害の状況及びその実施した応急措置の概要等について、総論編掲載の即報要領が規定する「第2号様式（特定の事故）」により知多中部広域事務組合消防本部（現地本部が設置されている場合は、現地本部）へ報告する。

(2) 消防本部

災害発生事業所からの情報及び自ら収集した情報を第1「通報系統」の図-2「非常通報の通報系統図」により関係機関（現地本部が設置されている場合は同本部）に伝達する。

(3) その他の防災関係機関

各防災関係機関は所掌する防災活動の内容等の情報収集に努め収集した情報を現地本部等に伝達する。

2 情報の伝達時期及び内容

災害は、火災・漏油等の規模及び状況、交通状況、避難の要否又は二次災害の可能性等各般に及ぶが、特に発災初期においては、危険地域住民の安全確保のため必要な情報を最優先とし、得た情報をすみやかに現地本部等へ伝達しなければならないが、その時期及び内容等は、おおむね次のとおりである。

(1) 災害発生の直後

災害応急対策の実施状況と今後の実施予定

(2) 災害応急対策の実施中

- ア 災害の状況
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 今後予想される災害の態様
- エ 今後必要とされる対策
- オ 各機関の応急対策の調整を必要とする事項
- カ その他必要な事項

(3) 災害応急対策の完了後

災害応急対策状況の全般に関する事項。

3 通信手段の確保

災害時における通信連絡は、有線電話、無線電話等のうち、最も迅速な方法を活用するものとし、方法等については、半田市域防災計画第3編第3章第2節及び武豊町地域防災計画第3編第3章第2節を準用する。

4 災害報告書の提出

(1) 特定事業所の通報義務者は、当該特定事業所における事故について、総論編掲載の様式1「石油コンビナート等災害防止法関係事故報告書」（正本1通、副本3通）により、事故発生から10日以内に知多中部広域事務組合管理者（以下「管理者」という。）に報告するものとする。

(2) (1)による報告書の提出を受けた管理者は、副本1通を(3)に定める事故報告に添付して県に提出するものとする。この場合、次の事項に関する意見等を添付する。

- ア 現行法令、基準類に関する意見
- イ 実験研究を要すると思われる事項
- ウ 経済産業省、総務省消防庁に対する事項
- エ その他管理者が必要と認める事項

(3) 管理者は、特定事業所における事故について、総論編掲載の様式2「事故報告書」を事故発生月の翌月の15日までに防災本部事務局長及び事故発生地の市長又は町長宛てに提出するものとする。

第3 災害広報

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 半田市、武豊町及び知多中部広域事務組合
- (3) 防災関係機関

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

災害発生事業所は、災害が拡大し、付近に被害を及ぼすおそれがある場合は、現地本部等に通報するとともに、広報班を編成し特定事業所所有の広報車等を利用して、地域住民に対し広報活動を実施するものとする。

(2) 市、町及び組合の措置

災害発生事務所等から通報を受け、特別防災区域周辺住民に対し重大な影響を及ぼすおそれがあると判断する場合は、広報車、有線放送の利用及び報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、インターネット等あらゆる広報媒体を利用して迅速かつ適切な広報を行うものとする。

(3) 防災関係機関の措置

防災関係機関は、それぞれ得た情報及び関係機関から得た情報を必要に応じ、所有の広報手段をもって地域住民等に周知するものとする。

第3節 救出救護

1 実施機関

項目 区分	機関名	部隊名(団体名)
救出	1 知多中部広域事務組合 半田消防署	半田救急隊 成岩救急隊 武豊救急隊 北部救急隊 特別救助隊
	2 県警察	半田警察署
	3 第四管区海上保安本部	衣浦海上保安署
救急搬送	1 知多中部広域事務組合 半田消防署	半田救急隊 成岩救急隊 武豊救急隊 北部救急隊
	2 県警察	半田警察署
	3 第四管区海上保安本部	衣浦海上保安署
医療救護	1 半田市医師会	半田市医師会災害救護班
	2 その他の防災関係機関及び特定事業所	

2 実施内容

(1) 市、町及び組合の措置

ア 救出

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出し、その者を保護する。

イ 救急搬送

傷病者に対して応急手当を施した後、救急車等により、医療機関へ搬送する。

なお、救急隊は、搬送者の氏名、住所、性別、年齢(推定可)、負傷部位、収容病院名等を記録し、現地本部等へ報告する。また病院等に収容するに至らない軽傷者についても同様とする。

ウ 医療救護

避難場所及び災害現場において、傷病者に対して応急医療を実施するとともに、必要に応じ医療救護所を開設する。医療救護が困難な場合は、他市町村又は県その他の医療関係機関に対し応援の要請を行う。

(2) 県警察（半田警察署）の措置

市町及び関係機関と緊密な連携のもとに被害者の救出を行う。負傷者については、医療機関（医療救護所を含む）に収容する。

(3) 衣浦海上保安署の措置

ア 救出

関係市町村及び県警察と連携して、被災者の救出を行う。

イ 救急搬送

救出した被災者のうち、負傷者等医療救護を要する者については、市町村及び県警察と緊密な連携のもとに医療機関（医療救護所を含む）に収容する。

ウ 医療救護

医療機関等により応援の要請を受けた衣浦海上保安署は、積極的にその業務に協力する。

(4) その他の防災関係機関及び特定事業所等の措置

ア 県は、市から要請があった場合、災害対策本部の指示により、必要な医療救護班の編成を災害拠点病院、日本赤十字社愛知県支部及び県医師会に要請し、出動する。

さらに、医療及び助産の確保を必要とする場合は、自衛隊、国立病院機構又は他県に対して応援を要請する。

イ 日本赤十字社愛知県支部、県医師会及び国立病院機構は、県から応援要請を受けたとき、又は必要があると認めるときは、必要な医療救護を実施する。

ウ 特定事業所等は、応援の要請を受けたときは、積極的にその業務に協力する。

第4節 避 難

1 実施機関

- (1) 半田市、武豊町、知多中部広域事務組合
- (2) 県警察（半田警察署）
- (3) 衣浦海上保安署

2 実施内容

(1) 市、町及び組合の措置

災害により危険が切迫し、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要が認められるときは、危険区域の居住者に対して、現地本部長は避難のための立退きを指示するものとする。

なお避難の実施分担表は表-4のとおりとする。

また、避難所班は、避難者を収容した場合は、住所、氏名、性別、年齢、収容所名等を記録し、現地本部等へ報告するものとする。

(2) 県警察（半田警察署）の措置

ア 避難の指示

(ア) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合で、特にその必要があると認められる事態において、市長若しくは町長が立退きを指示することができないと認めるとき又はその者からの要求があったときは、自ら立退きを指示する。なお、この措置をとったときは、直ちに市長又は町長に通知する。

(イ) 災害で危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その場の危害を避けるために、避難させる等必要な措置をとる。

イ 避難の誘導

避難の誘導にあたっては、市、町と緊密な連絡のもとに現場の状況に応じ交通規制を実施するなど、避難を容易にするように努め、可能な限り市町の定める避難場所に誘導する。

(3) 衣浦海上保安署の措置

ア 避難のため必要と認めるときは、現場周辺の海域における船舶の航行を制限し、若しくは禁止する。また、必要と認めるときは、巡視艇により避難の誘導を行う。

イ 市長、町長、又は防災本部長から応援の要請を受けたときは、積極的にその業務に協力する。

ウ 状況により、衣浦海上保安署長は、他部署からの派遣を要請する。

3 応援協力関係

- (1) 市長、町長は、必要に応じ、消防団、その他の防災関係機関に応援協力を要請するものとする。

表－４ 避難誘導の実施分担表

施設名	誘導班		避難所班		連絡窓口 (電話番号)
	班名	担当係	班名	担当者	
花園小学校 (体育館)	半田市消防団 成岩南分団	－	市職員 (救護部)	－	0569-21-7108
神戸公民館	〃	－	〃	－	22-4853
青山記念武道館	〃	－	〃	－	24-0666
成岩公民館	半田市消防団 成岩北分団	－	〃	－	21-0170
クラブハウス成岩ウイング (成岩中学校内)	〃	－	〃	－	26-7771
成岩小学校 (体育館)	半田市消防団 協和分団	－	〃	－	21-0307
協和区民館	〃	－	〃	－	22-1555
富貴小学校 (体育館)	武豊町消防団 第3分団	1班	町職員 (避難所担 当)	－	0569-72-0272
富貴中学校 (体育館)	〃	2班	〃	－	72-0271
衣浦小学校 (体育館)	武豊町消防団 第2分団	1班	〃	－	72-1356
武豊小学校 (体育館)	武豊町消防団 第1北分団	〃	〃	－	72-1073
武豊中学校 (体育館)	武豊町消防団 第1南分団	〃	〃	－	72-1283

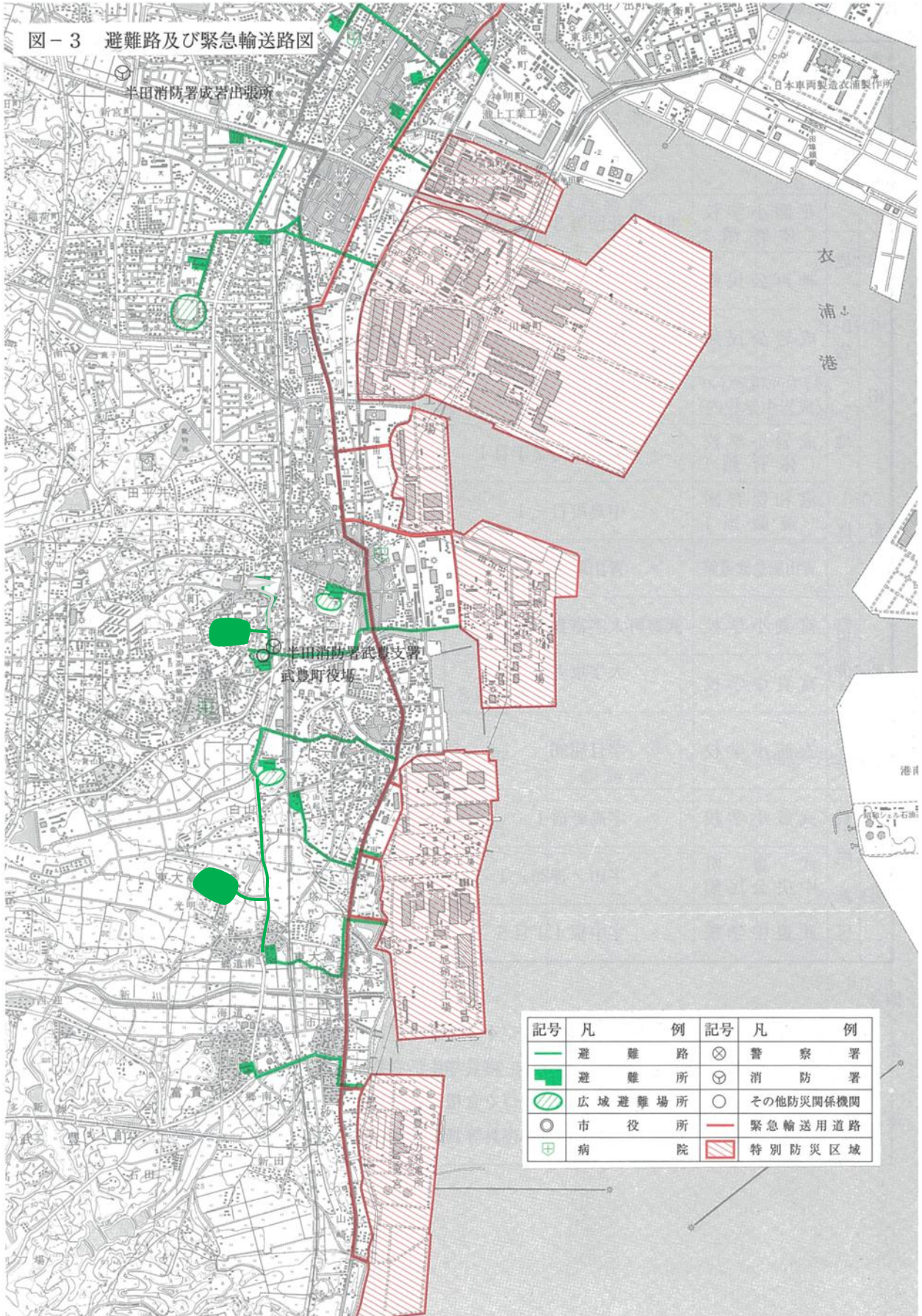
表-5 避難場所一覧表

市町村名	避難地区名	施設名	所在地	収容可能人員	施設種類	炊事施設の有無	寝具類(式)	からの距離(m)	電話番号
半田市	成岩地区	花園小学校(体育館)	半田市花園町3丁目5-1	432	鉄筋3階	-	-	1,000	(0569) 21-7108
		神戸公民館	〃 〃 1丁目12-2	110	〃 2階	-	-	800	22-4853
		青山記念武道館	〃 青山2丁目1-2	500	〃 1階	-	-	1,000	24-0666
		成岩公民館	〃 成岩本町4丁目5	125	〃 2階	-	-	400	21-0170
		クラブハウス成岩ウイング(成岩中学校内)	〃 昭和町3丁目8	560	〃 4階	-	-	1,000	26-7771
		成岩小学校(体育館)	〃 成岩本町2丁目1	425	〃 3階	-	-	400	21-0307
		協和区民館	〃 協和町2丁目112	72	〃 2階	-	-	200	22-1555
武豊町	富貴地区	富貴小学校	武豊町大字富貴字郷南79	650	〃 3階	-	-	700	(0569) 72-0272
		富貴中学校	〃 大字東大高 字熊野西8	800	〃 3階	-	-	1,000	72-0271
	大足地区	衣浦小学校	〃 字目堀36	800	〃 3階	-	-	700	72-1356
	長尾地区	武豊小学校	〃 字高野前1	1,000	〃 3階	-	-	720	72-1073
		武豊中学校	〃 字中根4丁目5	800	〃 3階	-	-	1,150	72-1283

備考

- ※半田市 { 炊事関係……地域防災計画に基づく、たき出しその他による食品給与計画により実施。
寝具類等……同上計画に基づく、寝具等生活必需品貸与計画により実施。
- ※武豊町 { 炊事関係……地域防災計画に基づく食糧需給計画により実施。
寝具類等……同上計画に基づく寝具等貸与計画により実施。

図-3 避難路及び緊急輸送路図



記号	凡 例	記号	凡 例
	避難路		警察署
	避難所		消防署
	広域避難場所		その他防災関係機関
	市役所		緊急輸送用道路
	病院		特別防災区域

第5節 警戒警備

1 実施機関

- (1) 半田市、武豊町、知多中部広域事務組合
- (2) 県警察（半田警察署）
- (3) 衣浦海上保安署

2 実施内容

(1) 市、町及び組合措置

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特別防災区域及びその周辺における人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

また、警戒警備の実施にあたっては、関係警察署及び防災関係機関と協力をして行うものとする。

(2) 県警察（半田警察署）の措置

ア 警察署長は、市長、町長の要求があった場合、この要求に基づき、警戒区域を設定する。前記設定権者が現場にいないときは、災害の規模により、図－4「交通規制計画」の各第1次及び第2次規制区域を基準として、必要な警戒区域を設定する。

イ 警戒区域の設定にあたっては、地域住民の安全と関係機関の実施する救助活動等、応急措置の円滑を図るように努める。

ウ 警戒線は、立看板、ロープ、赤旗、赤色燈等の資機材を活用して設定し、住民に徹底する。

エ 警戒線及びその周辺には、必要な要員を配置して立入禁止等の群衆整理を行う。

オ 警戒区域内及びその周辺の警らを強化し、危険防止と各種犯罪の予防取締りを行う。

(3) 衣浦海上保安署の措置

衣浦海上保安署長は、災害の発生又は発生するおそれがある海域及びその周辺海域のうち、船舶交通の安全確保並びに災害応急対策上必要と認める海域を警戒区域に設定する。

なお、状況により、衣浦海上保安署長は他部署からの派遣を要請する。

(4) 警戒警備実働部隊は次表のとおりとする。

機関名		地区名		警戒部隊名
消防団	半田市消防団	衣浦地区	半田市 成岩地区	成岩南分団、鴉根分団 成岩北分団、協和分団 板山分団、成岩西分団 81名
	武豊町消防団	衣浦地区	長尾地区(北部)	第1北分団(1班、2班) 30名
			長尾地区(南部)	第1南分団(〃) 30名
			大足地区	第2分団(〃) 30名
	富貴地区	第3分団(〃) 30名		
県警察	衣浦地区	半田市 武豊町	半田警察署	
第四管区海上保安本部	衣浦地区		衣浦海上保安署	

第6節 緊急輸送

1 実施機関

- (1) 半田市、武豊町、知多中部広域事務組合
- (2) 衣浦海上保安署
- (3) その他の防災関係機関及び特定事業所

2 実施内容

(1) 市町及び組合の措置

ア 市、町及び組合は、被災者の避難及び災害応急対策用資機材等の確保を期するため、車両、船舶等を確保し、これを有効適切に利用し、各作業の万全を期するものとする。

イ 緊急輸送の必要が生じた場合は図-3「避難路及び緊急輸送路図」に定める緊急輸送路等により、最も適切な方法で、輸送するものとする。

(2) 衣浦海上保安署の措置

衣浦海上保安署は、巡視艇により災害対策要員及び必要資機材の輸送に当たる。なお、状況により衣浦海上保安署長は、他部署からの派遣を要請する。

(3) その他の防災関係機関及び特定事業所の措置

その他の防災関係機関及び特定事業所は、緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、緊急輸送の実施及び輸送力の確保に関し、必要な措置を講ずる。

3 応援協力関係

- (1) 輸送力に不足を生じた場合は、県、防災関係機関及び事業所等に対し、応援を要請するものとする。
- (2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力するものとする。

第7節 交通規制

1 実施機関

- (1) 道路管理者
- (2) 県警察（半田警察署）
- (3) 衣浦海上保安署

2 実施内容

(1) 道路管理者の措置

道路管理者は、道路の破損、欠壊等により交通が危険であると認められる場合又は工事のためやむを得ないと認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 県警察（半田警察署）の措置

ア 規制の方法

県警察（半田警察署）は、発生した災害の規模に応じ、図－4「交通規制計画」により必要な交通規制を実施する。

イ 標識の設置

交通規制を行う場合は、必要なところに規制内容を表示した標識を設置する。ただし緊急を要するため標識の設置が困難なときは、現場警察官の指示、その他適宜の方法により、通行の禁止、制限等の規制を実施したことを明示する。

ウ 広報

交通規制の広報については、立看板、案内板、広報車等の活用を図るほか、ラジオ、テレビ等の積極的な協力を得て実施する。

(3) 衣浦海上保安署の措置

ア 規制の方法

衣浦海上保安署は、災害発生海域及びその周辺における船舶交通の安全を確保するため必要があるときは、危険海域を設定し、危険海域内の船舶に対し、その海域からの退去を、あるいはその海域に進入してくる船舶の進入禁止等を命ずる。

また、災害応急対策活動の遂行上、支障のある海域を、航泊禁止区域とするほか、付近船舶に対し、う回航路を設定、又は速力制限を行い、防災活動を阻害しないよう措置する。

イ 標識の設置








交通規制海域を明示するため、浮標等の標識を設置する。

ウ 広報

交通規制海域を設置した場合、現場においては巡視船艇により、航行船舶等に周知するとともに、その旨を緊急通信、安全通信、港長公示等によるほか、報道関係への協力要請により周知徹底する。

図-4 交通規制計画

凡 例

記号	内容
	特 別 防 災 区 域
	緊 急 交 通 路
	規 制 路 線 及 び 番 号
	規 制 地 域
	要 員 配 置 地 点 及 び 番 号 規 制 地 点 整 理 地 点
	う 回 路
	警 察 署

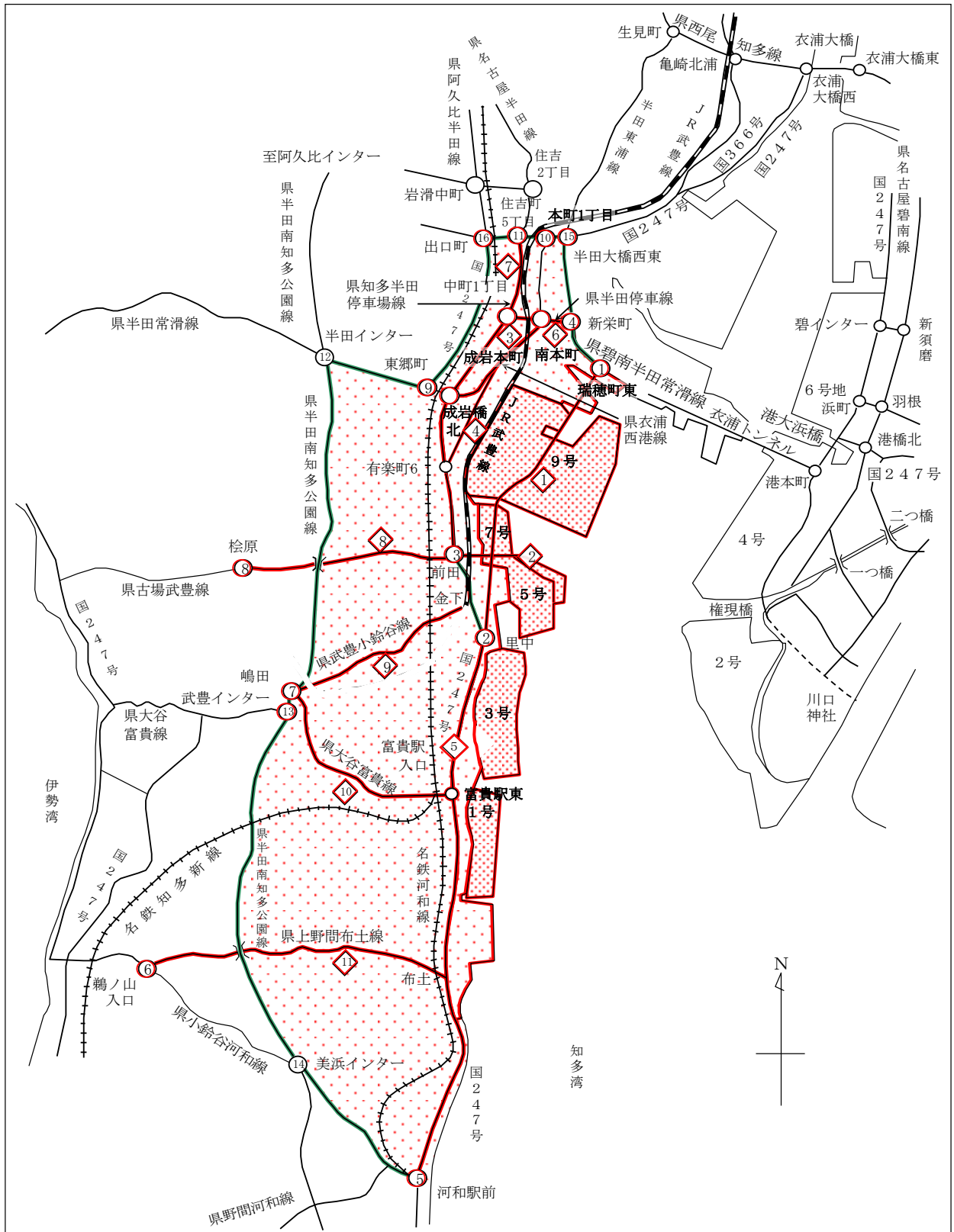
規制の区分

区 分	内 容
第1次規制	事故発生直後において実施する。
第2次規制	災害の規模、交通の混雑状況等に応じ、 規制路線（地域）を拡大強化する。

半田市、武豊町の交通規制計画

区域別	区分	交通規制路線 (区域)	要員配置地点																																											
			番号	署別	地点 (交差点) 名	規制内容																																								
衣浦地区	半田市九号 知多郡武豊町 一号・三号・五号・七号	第1次規制	①	半田	瑞穂町東	南進禁止																																								
		②	〃	里中	東進禁止																																									
			③	〃	前田	東進禁止																																								
			④	〃	新栄町	緊急輸送車両の優先通行の確保及び一般車両の整理誘導																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◇</td> <td>㊸臨港道路武豊線・臨港道路武豊美浜線</td> <td>瑞穂町東～里中東交差点</td> <td>5.0 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊹武豊北埠頭臨海道路</td> <td>前田交差点～武豊北埠頭</td> <td>1.2 km</td> </tr> </tbody> </table>	番号	路線名	区間	距離	◇	㊸臨港道路武豊線・臨港道路武豊美浜線	瑞穂町東～里中東交差点	5.0 km	◇	㊹武豊北埠頭臨海道路	前田交差点～武豊北埠頭	1.2 km	⑤	〃	河和駅前	事故の発生状況及び交通の状況に応じて北進禁止																												
番号	路線名	区間	距離																																											
◇	㊸臨港道路武豊線・臨港道路武豊美浜線	瑞穂町東～里中東交差点	5.0 km																																											
◇	㊹武豊北埠頭臨海道路	前田交差点～武豊北埠頭	1.2 km																																											
			⑥	〃	鵜ノ山入口	⑤において北進禁止とした場合に東進禁止																																								
			⑦	〃	嶋田	⑤において北進禁止とした場合に東進(金下方面)・南東進(富貴駅東方面)禁止																																								
				〃	その他主要地点	車両の通行禁止その他整理誘導																																								
		第2次規制	⑧	半田	桧原	東進禁止																																								
			⑨	〃	東郷町	南進・東進禁止																																								
			⑩	〃	本町1丁目	南進禁止																																								
			⑪	〃	住吉町5丁目	南進禁止																																								
		<p>㊺碧南半田常滑線、㊻247号、㊼247バイパス、㊽247号、㊾半田南知多公園線及び㊿小鈴谷河和線に囲まれた地域内への一般車両の進入を禁止し、上記路線をう回路とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◇</td> <td>㊽衣浦西港線</td> <td>東郷町～本町1丁目</td> <td>3.2 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊾成岩本町旭線</td> <td>成岩本町2丁目～有楽町8丁目</td> <td>1.5 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊿247号</td> <td>成岩橋北～河和駅前</td> <td>11.5 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊽半田停車場線</td> <td>南本町～新栄町</td> <td>0.5 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊾知多半田停車場線他</td> <td>住吉町5丁目～成岩橋北</td> <td>2.5 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊿古場武豊線</td> <td>桧原～前田</td> <td>3.0 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊽武豊小鈴谷線</td> <td>嶋田～金下</td> <td>3.0 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊾大谷富貴線</td> <td>嶋田～富貴駅東</td> <td>3.0 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊿上野間富貴線</td> <td>鵜ノ山口～</td> <td>4.1 km</td> </tr> </tbody> </table>	番号	路線名	区間	距離	◇	㊽衣浦西港線	東郷町～本町1丁目	3.2 km	◇	㊾成岩本町旭線	成岩本町2丁目～有楽町8丁目	1.5 km	◇	㊿247号	成岩橋北～河和駅前	11.5 km	◇	㊽半田停車場線	南本町～新栄町	0.5 km	◇	㊾知多半田停車場線他	住吉町5丁目～成岩橋北	2.5 km	◇	㊿古場武豊線	桧原～前田	3.0 km	◇	㊽武豊小鈴谷線	嶋田～金下	3.0 km	◇	㊾大谷富貴線	嶋田～富貴駅東	3.0 km	◇	㊿上野間富貴線	鵜ノ山口～	4.1 km	⑫	〃	半田インター	緊急輸送車両の優先通行の確保及び一般車両の整理誘導
番号	路線名	区間	距離																																											
◇	㊽衣浦西港線	東郷町～本町1丁目	3.2 km																																											
◇	㊾成岩本町旭線	成岩本町2丁目～有楽町8丁目	1.5 km																																											
◇	㊿247号	成岩橋北～河和駅前	11.5 km																																											
◇	㊽半田停車場線	南本町～新栄町	0.5 km																																											
◇	㊾知多半田停車場線他	住吉町5丁目～成岩橋北	2.5 km																																											
◇	㊿古場武豊線	桧原～前田	3.0 km																																											
◇	㊽武豊小鈴谷線	嶋田～金下	3.0 km																																											
◇	㊾大谷富貴線	嶋田～富貴駅東	3.0 km																																											
◇	㊿上野間富貴線	鵜ノ山口～	4.1 km																																											
			⑬	〃	武豊インター																																									
			⑭	〃	美浜インター																																									
			⑮	〃	半田大橋																																									
			⑯	〃	出口町	地区内への車両の進入禁止その他整理誘導																																								
			⑰	〃	その他主要地点																																									

半田市、武豊町の交通規制図（第2次）



第8節 災害別応急対策

第1 屋外タンク貯蔵所における災害

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 半田市、武豊町、知多中部広域事務組合

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

ア 屋外貯蔵タンクに漏洩、火災その他の事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

(ア) 一般的な措置

- a 危険物の漏洩、火災及び爆発等が発生するおそれがある事態が生じたときは、取扱作業（機器等の運転を含む）を停止し、直ちに構内緊急通報を発する。
- b 危険物の漏洩、火災及び爆発等の事態が生じたときは、直ちに構内及び消防機関に通報するとともに、所有の消火設備を活用し、災害発生現場の従業員は、災害の拡大防止及び消火活動に従事する。
- c 自衛防災組織の消防隊は、定められた指揮者の指揮のもとに、それぞれの分担任務に従って消火活動を実施する。
- d 付近住民に被害が及ぶおそれがある場合は、付近住民に広報を行う。

(イ) 漏洩の場合の措置

- a 直ちに漏洩箇所の応急処置を講ずる。
- b 引火の危険性があるので、応急作業を行う前は、火気、電気設備等を直ちに遮断する等の措置を講じ、必要に応じ、事前に可燃性ガスの測定を行う。

(ウ) 火災の場合の措置

- a 構内の従業員等は、全ての作業を中止し、各タンクの元バルブを閉鎖し、機器の運転を中止する。
- b 冷却注水及び冷却散水設備による散水により、隣接タンクへの延焼防止に努めながら、火災タンクの固定消火設備により一挙に泡消火液を注入し、消火する。
- c 隣接タンク、設備等の火災によりタンクが爆発する危険性がある場合は、急きょ安全な場所に退避する等の措置を講じる。

イ 地震が発生したときは、次の措置を講じる。

(ア) 震度4以上の地震が発生した場合は、緊急施設点検（一時点検）を行い、何らかの異常が認められた場合には、当該異常の内容を所在市町村（所轄消防本部（署））へ電話等により速やかに報告するものとする。

(イ) 危険物施設の取扱作業を迅速かつ安全に停止するとともに、施設、設備の被害を的確に把握し、可燃性ガス等による二次的災害を最小限に食い止める。

(ウ) 油槽、配管、バルブ等の破損による漏洩、流出の場合は、直ちに漏洩、損傷箇所等の点検を行い、必要に応じ応急処理を講じる。

(2) 半田市、武豊町、知多中部広域事務組合の措置

災害の種類	出動体制	衣浦（半田・武豊）地区		資機材等	活動内容
		部隊名(台)	人員(名)		
漏洩		消防本部予防課員(1)	3	油吸着剤	1 漏洩及び被害状況等の調査と応急措置を行う。 2 火災、爆発の予防警戒を行う。 3 避難誘導と火気使用禁止等の広報を行う。
		消防署本署(1)	3	指揮調査車	
		消防署本署又は武豊支署(1)	3	タンク車 広報車	
火災	1	消防本部予防課員(1)	3	指揮調査車、広報車、タンク車、大型化学車、泡原液搬送車、はしご自動車、水そう車、救助工作車、救急車	1 火災タンクの規模、火災状況、延焼の危険性等の状況調査を行う。 2 防御資機材等の調達配置等を行う。 3 応援協力部隊の要請を依頼する。 4 全面的な防御活動(燃焼面、延焼危険面等の防御等)を行う。 5 泡原液等の補給全般に及ぶ活動等を行う。
		消防署本署 (3)	9		
		〃 北部出張所(1)	2		
		〃 成岩出張所(3)	8		
	〃 武豊支署 (3)	8			
	2	〃 北部出張所(1)	3	タンク車	
〃 阿久比支署(2)		5	水そう車		
3	〃 東浦支署(2) 特命部隊	5	タンク車、水そう車、泡原液等の必要資機材等		
爆発	1	火災出動に準ずる		同上	
	2				
	3				

備考1 漏洩、火災等の規模又は危険性等により、非番員を非常招集し、防御体制を確立する。

2 必要に応じ他の防災関係機関に対して応援協力を要請する。

3 必要に応じ市又は町の消防団を非常招集する。(半田市 19 両 333 名・武豊町 8 両 180 名)

3 応援協力関係

災害想定によれば、多数の消防自動車等が必要になる場合が考えられるので、特別防災区域所在市町村は相互に一体となって県下統一的な応援協力体制を確立するものとする。

第2 陸上施設からの海上流出油等

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 衣浦海上保安署
- (3) 半田市、武豊町、知多中部広域事務組合

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

事業所名	出動人員	防災資機材	数量	活動内容
東海カーボン(株) 知多工場	50人	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 オイルフェンス展張船	1,080m 630ℓ 250kg 1隻	(1) 流出油等応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。 (2) オイルフェンスの展張等により、流出油等の拡大防止処置を行う。
その他の 特定事業所	—	—	—	(3) 流出油等回収作業を行う。 (4) 現場付近海域の警戒警備等を行う。

(2) 防災関係機関の措置

機関名	人員	資機材	数量	活動内容
第四管区海上保安本部	5人			1. 流出油等応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。 2. 巡視船艇を出動させ、防災関係機関と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、流出油等の拡散防止に当たる。 3. 巡視船艇及び航空機により浮流油等調査並びに現場付近海域の警戒を行う。 4. 現場付近海域における船舶の航行制限又は禁止、及び移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気の制限又は禁止等の措置を講ずる。 5. 災害発生施設に対し、災害局限措置の指示を行う。
(名古屋海上保安部)	111	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	680m 6,120ℓ 484kg 1式 1式	
(衣浦海上保安署)	16	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材	220m 270ℓ 335kg	
(三河海上保安署)	19	油処理剤 油吸着材	828ℓ 244kg	
(中部空港海上保安航空基地)	50	油処理剤 油吸着材	342ℓ 69kg	
(四日市海上保安部)	44	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット	1,000m 6,600ℓ 570kg 1式	
(鳥羽海上保安部)	78	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	140m 4,572ℓ 419kg 1式 2式	

鳥羽海上保安部 浜島分室	12	油処理剤 油吸着材	620 ℓ 103 kg	
(尾鷲海上保安部)	54	油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	2,214 ℓ 399 kg 1 式 1 式	
半田市 武豊町 知多中部広域事務組合消防本部	47	油吸着材	38 kg	1. 災害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。 2. 沿岸漂着油の防除措置を講ずるとともに、地先海面の浮流油を巡視、警戒する。 3. 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置について指導する。
中部地方整備局	34	油回収船	2 隻	油回収船を出動させ、流出油の除去を行う。

第3 着積船舶からの海上流出油等

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 衣浦海上保安署
- (3) 半田市、武豊町、知多中部広域事務組合

2 実施内容

- (1) 災害発生事業所の措置

本節第2 陸上施設からの海上流出油等に準じた措置を行う。

- (2) 防災関係機関の措置

機 関 名	人員	資機材	数量	活 動 内 容
衣浦海上保安署	本節第2. 2. (2)に同じ			1～4は、本節第2. 2. (2)の1～4に同じ。 5. 船体並びに流出油等の非常処分を行う。 6. 災害発生船舶に対し、災害局限措置の指示を行う。
半田市 武豊町 知多中部広域事務組合消防本部	本節第2. 2. (2)に同じ			本節第2. 2. (2)に同じ

第4 海上火災

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所

- (2) 衣浦海上保安署
- (3) 半田市、武豊町、知多中部広域事務組合

2 実施内容

- (1) 災害発生事業所の措置
 - ア 所有する防災船等により、必要な消火活動を実施する。
 - イ 消火活動上必要な資機材の確保及び輸送を行う。

(2) 防災関係機関の措置

機 関 名	人員	資 機 材	数量	活 動 内 容
第四管区海上保安本部	5人			1. 消火活動上必要な資機材の確保及び輸送を行う。 2. 巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。 3. 現場付近海域における船舶の航行制限又は禁止、及び移動命令等必要な措置を行う。 4. 災害発生船舶又は施設に対し、局限措置の指示を行う。 5. 船体等の非常処分を行う。 6. 巡視船艇を出動させ、関係市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火並びに他への波及防止に当たる。
（名古屋海上保安部）	111	泡消火薬剤 粉末消火薬剤	7,200 ℓ 2,000 kg	
（衣浦海上保安署）	16	泡消火薬剤	100 ℓ	
（三河海上保安署）	19	泡消火薬剤	500 ℓ	
〔中部空港海上保安 航空基地〕	50	泡消火薬剤	180 ℓ	
（四日市海上保安部）	44	泡消火薬剤 粉末消火薬剤	13,400 ℓ 2,000 kg	
（鳥羽海上保安部）	78	泡消火薬剤	600 ℓ	
〔鳥羽海上保安部 浜島分室〕	12	泡消火薬剤	420 ℓ	
（尾鷲海上保安部）	54	泡消火薬剤	2,200 ℓ	
半 田 市 武 豊 町 知多中部広域事務 組 合 消 防 本 部	63	泡消火薬剤	9,035 ℓ	1. 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。 2. 消防計画等により消防隊を出動させ、第四管区海上保安本部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び流出危険物の拡散防止活動を実施する。 消火活動を実施するにあたっては、陸上への波及防止について十分に留意するものとする。 なお、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に綿密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。